

園芸施設共済評価要領

〔平成30年5月2日〕
〔30経営第367号〕
農林水産省経営局長通知
知 事 宛

改正 平成30年12月27日 30経営第2201号
改正 令和2年6月5日 2経営第663号
改正 令和3年3月24日 2経営第3131号
改正 令和3年8月4日 3経営第1258号
改正 令和5年11月14日 5経営第1703号

【略語とその定義一覧】

略 語	定 義
共済価額設定準則	園芸施設共済共済価額設定準則(平成30年3月28日付け農林水産省告示第655号)
事務取扱要領	園芸施設共済事務取扱要領(平成30年5月2日付け30経営第367号)
全国連合会	全国の区域をその区域とする農業共済組合連合会
特定組合等	特定組合又は全国連合会
特定組合	法第73条第4項に規定する特定組合
都道府県連合会	都道府県の区域をその区域とする農業共済組合連合会
時価現有率	共済価額設定準則別表1に掲げる率
被覆経過割合	共済価額設定準則別表2に掲げる割合
施設内農作物価額算定基礎率	共済価額設定準則別表3に掲げる率
単位当たり撤去費用基準額	平成30年3月28日付け農林水産省告示第656号(農業保険法施行規則第156条第2項第1号の農林水産大臣が定める金額等を定める件)第1項の表に定める特定園芸施設撤去費用の1平方メートル当たり費用
Ⅱ類利用型	プラスチックハウスⅥ類のうちプラスチックハウスⅡ類と同様にその骨格の主要部分がパイプにより造られているもの
プラスチックフィルム等	プラスチックハウスの被覆材であるプラスチックフィルム、合成樹脂板、寒冷紗、ネット等の総称
事故除外方式	病虫害を共済事故としない共済関係
生育期	施設内農作物が活着した時(直播の場合にあっては第1本葉が出そろった時) から収穫を開始する直前までの間
生育経過日数	施設内農作物が活着した時(直播の場合にあっては第1本葉が出そろった時) から共済事故が発生した時(病虫害にあっては、病虫害が確認された時) までの日数

収穫期	施設内農作物が収穫できる状態になった時から収穫を完了するまでの間
既収穫日数	施設内農作物が収穫できる状態になった時から共済事故が発生した時（病虫害にあつては、病虫害が確認された時）までの日数
画像確認	損害認定準則第1第2項の規定により行う確認

目 次

- 第1 目 的
- 第2 特定園芸施設の外面及び各部の名称
 - 1 外面の名称
 - 2 各部の名称
- 第3 引受評価
 - 1 特定園芸施設の価額
 - 2 附帯施設の価額
 - 3 施設内農作物の価額
 - 4 撤去費用基準額
 - 5 復旧費用基準額
- 第4 損害評価
 - 1 定 義
 - 2 特定園芸施設の被害額
 - 3 附帯施設の被害額
 - 4 施設内農作物の被害額
 - 5 撤去費用額
 - 6 復旧費用額
- 別表
 - 1 特定園芸施設の標準価額表
 - 2 プラスチックフィルム等の標準価額表
 - 3 被覆面積算定係数及び被覆面積構成割合表
 - 4 特定園芸施設の施設構造部分別価額割合表
 - 5 特定園芸施設の部材別価額割合表
 - 6 プラスチックフィルム等の自然消耗割合表
 - 7 病虫害の分割割合表

第1 目的

この要領は、事務取扱要領に基づき、特定園芸施設、附属施設及び施設内農作物の評価方法を定めたものであり、園芸施設共済の引受け及び損害評価が適正かつ円滑に行われることを目的とする。

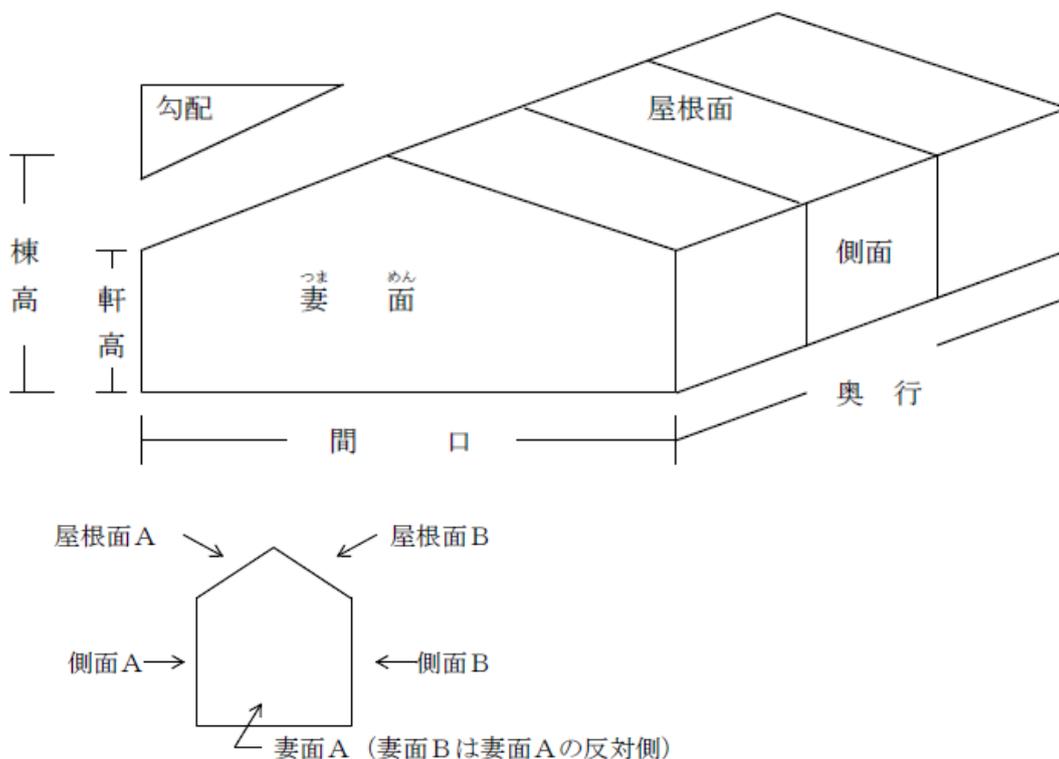
第2 特定園芸施設の外面及び各部の名称

1 外面の名称

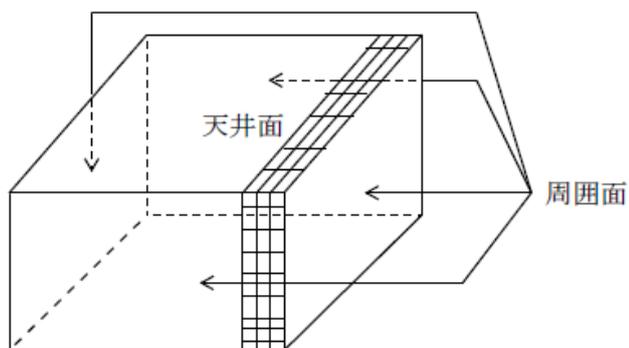
この要領において、特定園芸施設の外面の名称は、次により使用するものとする。

(1) 単棟式の特定園芸施設

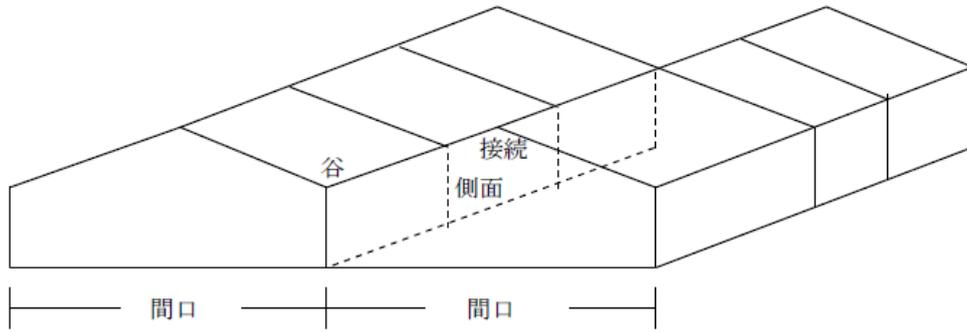
ア 単棟式の特定園芸施設（プラスチックハウスⅦ類を除く。）



イ プラスチックハウスⅦ類



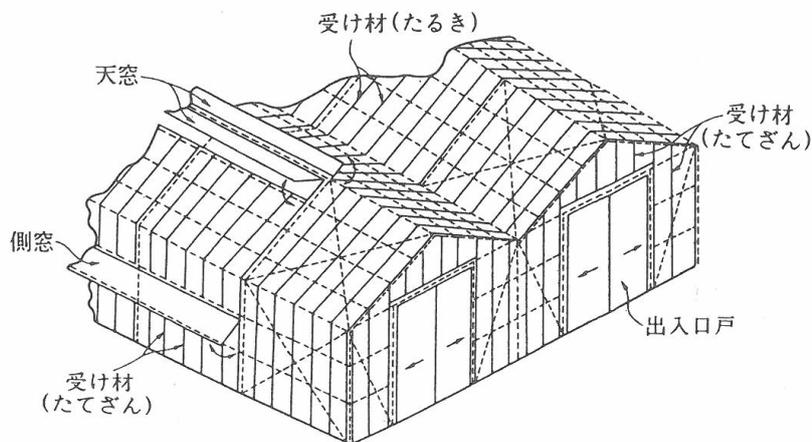
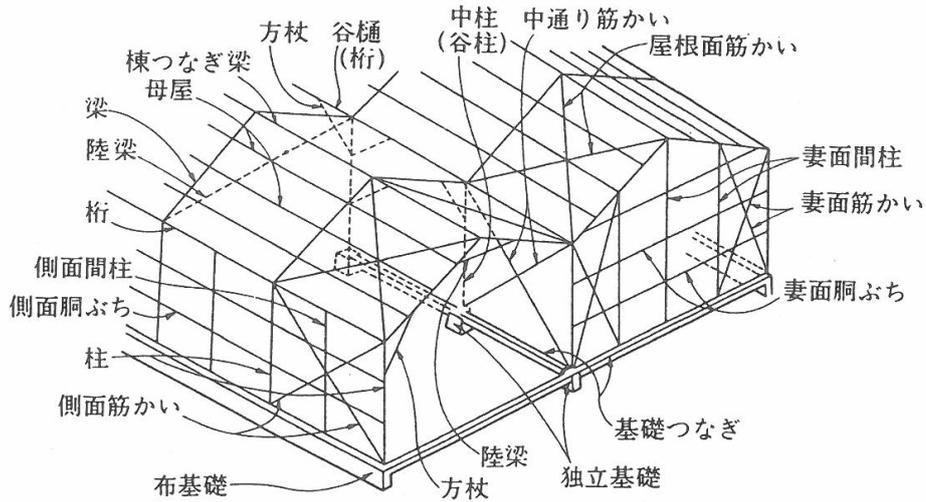
(2) 連棟式の特典園芸施設



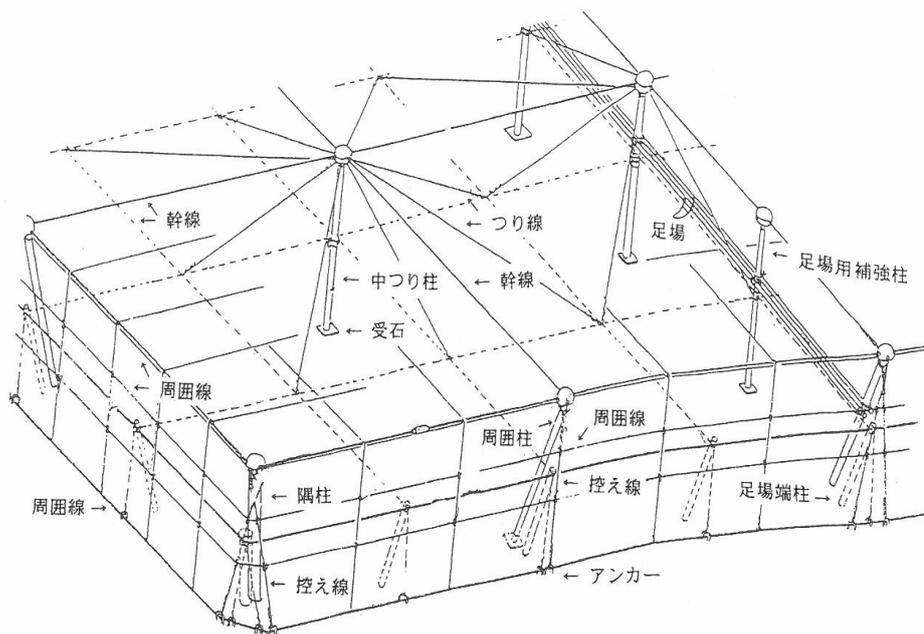
2 各部の名称

この要領において、特典園芸施設の構造の各部の名称は、次により使用するものとする。

(1) 特典園芸施設（プラスチックハウスⅦ類を除く。）



(2) プラスチックハウスⅦ類



第3 引受評価

1 特定園芸施設の価額

(1) 特定園芸施設の価額

ア ガラス室

価額＝ガラス室の再建築価額×時価現有率

イ プラスチックハウス

価額＝(ア)＋(イ)

(ア) プラスチックハウス（プラスチックフィルム等を除く。）の価額

＝プラスチックハウス（プラスチックフィルム等を除く。）の再建築価額×時価
現有率

(イ) プラスチックフィルム等の価額

＝プラスチックフィルム等の再取得価額×被覆経過割合

(2) 特定園芸施設の再建築価額の算定

ア 評価対象特定園芸施設が、別表1に掲げる型式のいずれかに該当するか調査する。

イ 評価対象特定園芸施設が別表1に掲げる型式のいずれかにおおむね該当するときは、
当該型式に係る標準価額に当該特定園芸施設の設置面積を乗じて得た額を再建築価額と
する。

ウ 別表1に単棟として掲げてある型式に該当する特定園芸施設が2連棟である場合には
同表に掲げてある標準価額を5%、3連棟以上である場合には7.5%減額することがで
きるものとし、別表1に2連棟として掲げてある型式に該当する特定園芸施設が3連棟
以上である場合には同様に標準価額を2.5%減額できるものとする。

エ 次に掲げる事由に該当する特定園芸施設については、別表1に掲げる標準価額を、そ
の20%の範囲内において増額又は減額して再建築価額を算定することができるものと
する。

(ア) 増額事由

a 母屋、胴ぶち又はたるきの間隔が一般的に狭く本数が多いこと。

b 軒高及び棟高が高いこと。

c 基礎が大きく根切りが深いこと。

d 屋根の勾配が急であること。

e 出入口戸、天窓及び側窓が多いこと。

f 鉄部及び木部が完全に塗装されていること。

g 出入口戸、天窓、側窓の窓枠等にアルミを使用していること（ただし、一部アル
ミ又は総アルミのガラス室を除く。）。

h その他特に増額が必要と認められること。

(イ) 減額事由

a 母屋、胴ぶち又はたるきの間隔が一般的に広く本数が少ないこと。

b 軒高及び棟高が低いこと。

c 基礎が小さく根切りが浅いこと。

d 屋根の勾配が著しく緩やかであること。

- e 出入口戸、天窓及び側窓が少ないこと。
- f 鉄部及び木部が腐食していて減額が必要であること。
- g 使用材が別表1に掲げる資材より質が劣り又は細いこと。
- h その他特に減額が必要と認められること。

オ プラスチックハウスⅡ類又はⅡ類利用型の特定園芸施設は、イの再建築価額に、次表の補強種類ごとの価額を増額した額を再建築価額とすることができるものとする。

補強種類	価額（円）
クロスタイバー	4,600円/1か所
平行タイバー	3,300円/1か所
伸縮タイバー	6,200円/1か所
筋交い	8,100円/1か所
外部補強金具	2,100円/1か所
内部補強金具	3,700円/1か所
根がらみ	600円/1m
中柱	6,000円/1か所

カ 評価対象特定園芸施設が、別表1に掲げる型式におおむね該当する場合であっても、その再建築価額が別の方法で適正に算定できる場合には、その方法で算定しても差し支えないものとする。

キ 評価対象特定園芸施設が、別表1に掲げる型式に該当しないときは、当該特定園芸施設に使用されている資材の販売価額、施工費等により再建築価額を算定するものとする。

この場合において、当該特定園芸施設について次の係数及び割合をあらかじめ設定するものとする。

- a 被覆面積算定係数
- b 被覆面積構成割合
- c 施設構造部分別価額割合
- d 部材別価額割合

また、評価対象特定園芸施設が、別表1に掲げる型式におおむね該当する特定園芸施設であっても、部材の種類が異なること等により、別表3、別表4又は別表5による係数及び割合では適切な損害額の算定が困難となる場合は、当該特定園芸施設に係る係数及び割合をあらかじめ設定しておくものとする。

(3) プラスチックフィルム等の再取得価額の算定

ア プラスチックフィルム等の再取得価額は、当該プラスチックフィルム等の単位面積当たり価額に、当該プラスチックフィルム等の被覆面積を乗じて得た金額とする。

イ プラスチックフィルム等の単位面積当たり価額は、別表2に掲げる標準価額によるものとする。ただし、その規格が別表2に掲げるものと異なる場合その他別表2に掲げる標準価額によりその再取得価額を算定することが困難と認められる場合には、その販売

価額、被覆に要する経費等により算定するものとする。

ウ プラスチックフィルム等の被覆面積は、当該特定園芸施設の設置面積に別表3に掲げる被覆面積算定係数（（2）のキによりこれと異なる係数を設定した場合は、当該係数）を乗じて得た面積とする。

2 附帯施設の価額

（1）附帯施設の価額

価額＝附帯施設の再取得価額×時価現有率

（2）附帯施設の再取得価額の算定

附帯施設の再取得価額は、販売価額、施工費等により算定するものとする。

3 施設内農作物の価額

（1）施設内農作物の価額

価額＝（特定園芸施設（プラスチックフィルム等を除く。）の再建築価額＋プラスチックフィルム等の再取得価額）×施設内農作物価額算定率

（2）施設内農作物価額算定率の設定

都道府県連合会又は特定組合等は、あらかじめ農林水産省経営局長に協議して、当該都道府県連合会の区域又は当該特定組合等の区域内の施設内農作物の栽培実態に応じた施設内農作物の種類ごとに施設内農作物価額算定率を別に定めても差し支えない。

4 撤去費用基準額

撤去費用基準額＝単位当たり撤去費用基準額×特定園芸施設の設置面積

5 復旧費用基準額

復旧費用基準額＝特定園芸施設（プラスチックフィルム等を除く。）の再建築価額×（100％－時価現有率）＋附帯施設の再取得価額×（100％－時価現有率）

第4 損害評価

1 定義

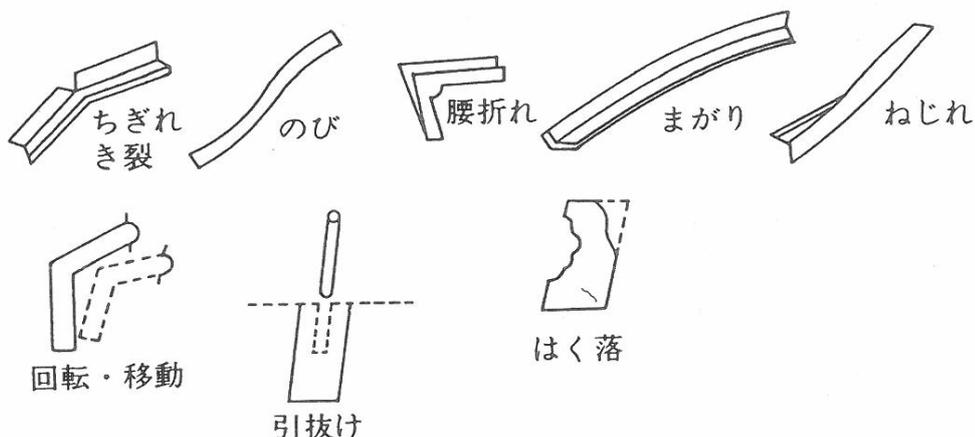
(1) 施設構造部分の定義

- ア 特定園芸施設（プラスチックハウスの場合にあつては被覆材を除く。）を妻面、側面、屋根面及び基礎の4区分（以下「施設構造部分」という。）に区分する。ただし、プラスチックハウスⅦ類にあつては、周囲面、天井面及び基礎の3区分に区分する。
- イ 妻面、側面及び屋根面はそれぞれA面及びB面に区分する。この場合棟木、中柱を含めたものをA面、それ以外をB面とする。
- ウ 取付金具、ボルト類は各部に含めるものとする。
- エ 連棟の場合の接続側面に使用されている部材は屋根面A面に含めるものとする。
- オ 連棟の樋は屋根面A面に含めるものとする。

(2) 被害態様の定義

- ア 部材の被害態様は①ちぎれ、のび、亀裂 ②腰折れ ③まがり、ねじれ ④回転、移動 ⑤引抜け、はく落の5種類とする。
- イ 被害態様の用語の定義
 - (ア) 「ちぎれ」及び「亀裂」とは、ある部材が2つに分離したこと又は局部的に亀裂が入って分離しかかったこと。
 - (イ) 「のび」とは、部材の長さが伸びて肉が薄くなったこと。
 - (ウ) 「腰折れ」とは、局部的に激しく曲がり又は強い圧縮力によって腰折れ（座屈）をおこし、その部分の断面形状が変形したこと。
 - (エ) 「まがり」とは、大きな曲率で緩やかに曲がったこと。
 - (オ) 「ねじれ」とは、部材の稜線が平行でなくなったこと。
 - (カ) 「回転」とは、部材全体が角度を変えたこと。
 - (キ) 「移動」とは、部材全体がその位置を変えたこと。
 - (ク) 「引抜け」とは、アンカーボルト又はアンカーが抜け取れたこと又は抜けかかったこと。
 - (ケ) 「はく落」とは、部材の一部がくずれ落ちたこと。

特定園芸施設の構造部材損傷例図（L型鋼及び基礎の例）



ウ 損傷程度の区分

特定園芸施設の損傷程度を部材の被害態様別に次表のとおり、甚、中及び軽の3区分とする。

(ア) 特定園芸施設（プラスチックハウスⅦ類を除く。）

施設構造部分		損傷程度		
		甚	中	軽
妻面 側面 屋根面		ちぎれ のび 腰折れ	ねじれ まがり	回転 移動
基	コンクリート		亀裂 はく落	回転 移動
	礎	アンカーボルト	のび 引抜け	まがり

(イ) プラスチックハウスⅦ類

施設構造部分		損傷程度		
		甚	中	軽
周囲面 天井面		ちぎれ のび 腰折れ	ねじれ まがり	回転 移動
基	コンクリート		亀裂 はく落	回転 移動
	ベースプレート		まがり	回転 移動
	礎	アンカー	のび まがり 引抜け	移動

2 特定園芸施設の被害額

特定園芸施設の被害額は次のとおりとする。

(1) 全損の場合

特定園芸施設が全損の場合の被害額は次の式により算出される額とする。なお、この場合において、全損した場合とは、特定園芸施設が災害等により原形をとどめ得ない状態になった場合又は経済的に全損と認められる場合をいう。

ア ガラス室

被害額＝ガラス室の価額

イ プラスチックハウス

被害額＝プラスチックハウス（プラスチックフィルム等を除く。）の価額＋プラスチックフィルム等の価額×（100%－別表6の自然消耗割合）

(2) 分損の場合

ア プラスチックハウスⅡ類型及びⅡ類利用型の場合

(ア) プラスチックハウスⅡ類（又はⅡ類利用型）が分損した場合（全損した場合以外の場合をいう。以下同じ。）

被害額＝（プラスチックハウス（プラスチックフィルム等を除く。）の価額／総スパン数）×被害の生じたスパン数＋プラスチックフィルム等の価額×（100%－別表6の自然消耗割合）×プラスチックフィルム等の損害割合

(イ) プラスチックフィルム等の損害割合の算出

a 施設構造部分別に被害面積割合を次式により算出するものとする（Ⅱ類利用型のうち、主として屋根面のみがプラスチックフィルム等により被覆されているものは屋根面のみの割合とする。）。ただし、新たに被覆を要する面積が被覆面積の80%以上の場合、被害面積割合は100%とする。

被害面積割合＝
$$\frac{\text{新たに被覆を要する面積}}{\text{被覆面積}}$$

b プラスチックフィルム等の損害割合は施設構造部分別の被害面積割合に別表3に掲げる被覆面積構成割合（第3の1の（2）のキによりこれと異なる割合を設定した場合は、当該割合。以下同じ。）を乗じて得た割合を合計した割合とする。

イ ア以外の特定園芸施設の場合

(ア) ガラス室

被害額＝ガラス室の価額×損害割合

(イ) ア以外のプラスチックハウス

被害額＝プラスチックハウス（プラスチックフィルム等を除く。）の価額×損害割合＋プラスチックフィルム等の価額×（100%－別表6の自然消耗割合）×プラスチックフィルム等の損害割合

(ウ) 特定園芸施設の損害割合の算出

a 損害程度の調査

(a) 評価対象特定園芸施設の施設構造部分ごと及び施設構造部分に使用されている部材ごとに、損害評価野帳により、個々の部材が取替え又は補修を要するかどうか

かを調査する。

(b) (a) の調査に当たっては、次により評価を行うものとする。

(i) 1の(2)のウの表の損傷程度甚に該当する被害態様は、その部材を取替えるものとして評価する。

(ii) 1の(2)のウの表の損傷程度中に該当する被害態様は、その部材を取替え又は補修するものとして評価する。この場合において、取替えるものとして評価するのは、次のものとする。

① 補修の不可能なもの又は補修しても断面形状の復元しないようなひどいねじれのもの

② プラスチックハウスⅡ類及びプラスチックハウスⅡ類利用型と同様の主骨材が直管パイプでつなぎのできないようなまがりのあるもの

③ コンクリートのはく落で内部の補強鉄筋の著しく露出したもの

(iii) 1の(2)のウの表の損傷程度軽に該当する被害態様は、その部材を補修するものとして評価する。

(iv) ガラス室のガラスのずれは補修するものとして評価する。

b 取替割合及び補修割合の算出

取替え又は補修を要するかどうかを把握したときは、施設構造部分ごと及び施設構造部分に使用されている部材ごとに次式により取替割合及び補修割合を算出し、損害程度割合等計算書に記入するものとする。

$$\text{取替割合 (\%)} = \frac{\text{取替数}}{\text{総使用数}} \times 100$$

$$\text{補修割合 (\%)} = \frac{\text{補修数}}{\text{総使用数}} \times 0.7 \text{ (ガラスの場合は } 0.5) \times 100$$

c 損害程度割合の算出

施設構造部分ごと及び施設構造部分に使用されている部材ごとに、取替割合及び補修割合に別表5に掲げる部材別価額割合(第3の1の(2)のキによりこれと異なる割合を設定した場合は、当該割合)を乗じて損害程度割合を算出する。

d 損害割合の算出

特定園芸施設の損害割合は、施設構造部分ごとに合計した損害程度割合に別表4に掲げる施設構造部分別価額割合(第3の1の(2)のキによりこれと異なる割合を設定した場合は、当該割合)を乗じて得た施設構造部分別損害割合を合計した割合とする。

(エ) プラスチックフィルム等の損害割合の算出

a 施設構造部分別に被害面積割合を次式により算出するものとする。ただし、新たに被覆を要する面積が被覆面積の80%以上の場合、被害面積割合は100%とする。

$$\text{被害面積割合} = \frac{\text{新たに被覆を要する面積}}{\text{被覆面積}}$$

b プラスチックフィルム等の損害割合は、施設構造部分別の被害面積割合に別表3に掲げる被覆面積構成割合を乗じて得た割合を合計した割合とする。

3 附帯施設の被害額

附帯施設の被害額は次のとおりとする。

(1) 全損の場合

附帯施設が全損の場合の被害額は次の式により算出される額とする。なお、この場合において、全損した場合とは2の(1)に準ずるものとする。

被害額＝附帯施設の価額

(2) 分損の場合

ア 附帯施設が分損した場合の被害額は次の式により算出するものとする。ただし、当該附帯施設の価額を超える場合にあっては、当該価額とする。

被害額＝修繕費×時価現有率

イ アの修繕費は、附帯施設を共済事故発生の直前の状態に復旧するための最低額の費用とし、施工業者の見積書等を査定し又は評価担当者の見積りにより算定するものとする。

4 施設内農作物の被害額

施設内農作物の被害額は次のとおりとする。

(1) 施設内農作物の被害額

ア 施設内農作物の被害額は次の式により算出するものとする。

被害額＝施設内農作物の価額×損害割合

イ アにかかわらず同一共済責任期間中の同一回作中に2回以上の共済事故が生じた場合における2回目以降の共済事故による施設内農作物の被害額は、次のとおりとする。

(ア) 事故除外方式以外の共済関係にあつては、第3の3の施設内農作物の価額から当該共済事故前に生じた共済事故による被害額（当該共済事故前に生じた共済事故による損害につきうによる分割評価をしたときは、分割評価をする前の額）を差し引いて得た額に、当該施設内農作物の損害割合を乗じて得た額

(イ) 事故除外方式にあつては、施設内農作物の価額から当該共済事故前に生じた共済事故による被害額及び病虫害による被害額を差し引いて得た額に、当該施設内農作物の損害割合を乗じて得た額

ウ 病虫害による損害の場合であつて管理が不十分なことによる損害を分割評価する必要がある場合の施設内農作物の被害額は、ア又はイの（ア）により算定される金額から当該金額に分割割合を乗じて得た額を差し引いて得た額とする。

エ ア及びイの規定にかかわらず、損害発生時に未被覆となっている場合においては、当該施設内農作物の損害はないものとする。

(2) 施設内農作物の損害割合の算出

ア 損害評価の単位

施設内農作物の損害評価は、原則として1棟ごとに行うものとする。ただし、次に掲げる場合には1棟内の栽培面積を区分し、その区分（以下「評価区分」という。）ごとに損害評価を行うものとする。

(ア) 施設内農作物が2種類以上栽培されている場合

農作物の種類ごとに区分する。

(イ) 施設内農作物の種類は同一であるが、損害評価時における生育ステージが同一でない場合

生育ステージの異なるものごとに区分する。

(ウ) 施設内農作物の損傷程度が異なる場合

損傷程度 80%以上、80%未満～60%以上、60%未満～40%以上、40%未満～20%以上、20%未満の区分に区分する。

イ 被害確認調査

(ア) 施設内農作物に損害が発生した都度、直ちに見回りの方法により被害の種類、病虫害の発生の有無の確認をするものとする。

(イ) 事務取扱要領第3章第3節1(2)イの規定に基づき、特定園芸施設と併せて施設内農作物についても画像確認を行うことができる場合は、(ア)の方法に代えて、画像その他の必要な情報により、被害の種類の確認を行うことができるものとする。

ウ 損害評価の時期

施設内農作物の損害評価は、共済事故が発生した都度、その被害の進行が停止したときに行うものとする。

(注) 風水害、ひょう害、雪害等による農作物の被害の進行が停止するのは、一般的には損害発生後果菜類では5日程度、葉菜類では3日程度、花き類では7日程度、果樹では5日程度、観葉植物では7日程度を経過した時期である。

エ 栽培面積の調査

(ア) 評価区分を設定しない場合

施設設置面積のうち、損害評価の対象となる施設内農作物が栽培されている面積(当該施設内農作物の栽培管理のため特定園芸施設内に設けられた通路等の面積を含む。以下同じ。)を調査する。

(イ) 評価区分を設定した場合

施設設置面積のうち、損害評価の対象となる施設内農作物が栽培されている面積を評価区分ごとに調査する。

オ 生育ステージの確認

(ア) 生育期に生じた損害の場合

a 標準生育日数の確認

生育期に共済事故が発生した場合には、当該施設内農作物の実態を調査し、あらかじめ設定してある標準生育日数が適正であるかどうかを確認する。この場合において、生育経過日数が標準生育日数を超えた場合は、その生育経過日数は標準生育日数と同一となるよう調整するものとする。

b 生育経過日数の確認

aによる確認をしたときは、当該施設内農作物の生育経過日数を確認する。

(イ) 収穫期の場合

a 標準収穫日数の確認

収穫期に共済事故が発生した場合には、当該施設内農作物の実態を調査し、あらかじめ設定してある標準収穫日数が適正であるかどうかを確認する。この場合において、生育経過日数が標準生育日数を超えた場合又は標準生育日数未満の日数であった場合の標準収穫日数の起算日は、それぞれ収穫が開始した日とするものとする。

b 既収穫日数の確認

aによる確認をしたときは、当該施設内農作物の既収穫日数を確認する。

カ 損傷程度の調査及び決定

(ア) 損傷程度の調査

a 施設内農作物に損害が発生した場合の損傷程度の調査は、1棟ごと（アの（ア）又は（イ）に該当する場合にあっては評価区分ごと）に検見により行うものとする。

なお、事務取扱要領第3章第3節1（2）イの規定に基づき、特定園芸施設と併せて施設内農作物についても画像確認を行うことができる場合は、検見に代えて、画像その他の必要な情報により、当該施設内農作物の損傷程度の調査を行うことができるものとする。

b 植栽の形態からみて、損傷の程度を1本（株）ごとに評価できる施設内農作物（きゅうり、トマト、いちご、レタス等）にあっては当該施設内農作物1本（株）ごとに、1本（株）ごとの評価が困難な施設内農作物（ほうれんそう、にら、ねぎ等）にあっては、被害の発生している当該施設内農作物の範囲ごとに、病虫害以外の原因による損傷と病虫害による損傷とに区分してそれぞれの損傷程度を調査するものとする。

(イ) 損傷程度の決定

損傷程度は、（ア）により調査した結果に基づき次に掲げる基準により決定するものとする。

a 病虫害以外の原因による被害が発生した場合

病虫害以外の原因により施設内農作物の根、茎葉、果実等の枯死、折損、裂傷、落果（花）等の被害が発生した場合にあっては、次により損傷程度を決定するものとする。

ただし、流失、滅失、焼失又は埋没の被害の場合にあっては、被害を受けた施設

内農作物又はその範囲の損傷程度は100%とする。

(a) 施設内農作物1本(株)ごとに評価する場合

被害が発生している施設内農作物ごとに、その植物体に占める枯死、折損、裂傷等の被害を受けている部分の割合を当該施設内農作物の損傷程度とする。

ただし、落果(花)の被害の場合は、被害が生じている施設内農作物ごとに、その果実(花)の数全体に占める落果(花)数を当該施設内農作物の損傷程度とする。

(b) 被害が発生している施設内農作物の範囲ごとに評価する場合

被害が発生している施設内農作物の範囲ごとに、その範囲内の施設内農作物全体についての植物体に占める枯死等の被害を受けている部分の割合を当該施設内農作物の範囲の損傷程度とする。

b 病虫害による被害が発生した場合

病虫害による被害が発生した場合は、次により損傷程度を決定するものとする。

ただし、罹病すれば当該施設内農作物の回復が望めない病害にあつては、被害を受けた施設内農作物又はその範囲の損傷程度は100%とすることができる。

なお、施設内農作物の植物体のいずれかに病徴の発生、害虫の寄生又は食害痕がある場合は、当該施設内農作物の損害は全て病虫害によるものとみなすものとする。

(a) 施設内農作物1本(株)ごとに評価する場合

被害が発生している施設内農作物ごとに、その植物体に占める病斑等の病徴の発生している部分の割合又は害虫の寄生している部分若しくは害虫による食害痕のある部分の割合を当該施設内農作物の損傷程度とする。

(b) 被害が発生している施設内農作物の範囲ごとに評価する場合

被害が発生している施設内農作物の範囲ごとに、その範囲内の施設内農作物全体についての植物体に占める病斑等の病徴の発生している部分の割合又は害虫の寄生している部分若しくは害虫による食害痕のある部分の割合を当該施設内農作物の範囲の損傷程度とする。

c a及びbにかかわらず、損傷により商品価値を失う作物(切花、鉢物類等)にあつては、(ア)により調査した結果、植物体に損傷があり、それにより当該地域において一般的に用いられている出荷規格に適合していないと認められるものについては、その施設内農作物の損傷程度は100%とする。

キ 損害程度割合の決定

(ア) 損害程度割合の決定

a 鉢物類以外の施設内農作物の場合

カの(イ)により決定した共済事故による損傷程度に(イ)により都道府県連合会又は特定組合等が定める損害程度割合の基準を適用して損害程度割合を決定するものとする。

ただし、事故除外方式において病虫害による被害が発生した場合にあつては、カの(イ)により決定した共済事故及び病虫害による損傷程度及び同(イ)により決定した病虫害による損傷程度に(イ)により都道府県連合会又は特定組合等が定め

る損害程度割合の基準を適用して共済事故及び病虫害による損害程度割合及び病虫害による損害程度割合を決定しておくものとする。

b 鉢物類の場合

カの（イ）により決定した現有総鉢数に対する共済事故による被害鉢数（被害時における枯死及び折損等により鉢物類としての価値を喪失した鉢数をいう。）の割合を損害程度割合とする。

ただし、事故除外方式において病虫害による被害が発生している場合にあつては、カの（イ）により決定した現有総鉢数に対する被害鉢数（被害時における枯死及び折損等により鉢物類としての価値を喪失した鉢数をいい、病虫害により価値を喪失した鉢数を含む。）の割合及び現有総鉢数に対する病虫害により価値を喪失した鉢数の割合をそれぞれ共済事故及び病虫害による損害程度割合及び病虫害による損害程度割合とする。

（イ）損害程度割合の基準の設定

a 都道府県連合会又は特定組合等は、施設内農作物の種類ごとに生育の程度に応じて生育期を区分し、各区分ごとに損傷程度から推定される減収量割合との関連において損害程度割合の基準を定めるものとする。

b 都道府県連合会又は特定組合等は、aにより損害程度割合の基準を設定し又は変更しようとするときは、あらかじめ農林水産省経営局長に協議するものとする。

（例）きゅうり（越冬栽培）の損害程度割合の基準

生育区分		損傷程度		20%未満	20～40	40～60	60～80	80以上
		標準	日数					
		期間	日数					
生 育 期	活着期～ 草丈50cm期	1～5	5	% 5	% 15	% 50	% 80	% 100
	草丈50cm期～ 草丈100cm期	6～15	10	5+(1×n)	15+(1×n)	50+(1×n)	80+(1×n)	100
	草丈100cm期～ 収穫期前	16～25	10	15+(1×n)	30+(1×n)	60+(1×n)	90	100
収 穫 期		26～135	110	25	40	70	90	100

（注）n＝生育区分ごとの期間内での経過日数

ク 調整割合の設定

- (ア) 同一共済責任期間中に主要作物（施設内農作物の価額の設定の基準となった作物）の前後に栽培される作物の属する作物区分に係る施設内農作物価額算定率が主要作物の属する作物区分に係る施設内農作物価額算定率に比べ低い場合は、当該作物の属する作物区分に係る施設内農作物価額算定率を主要作物の属する作物区分に係る施設内農作物価額算定率で除した割合を調整割合とする。
- (イ) 都道府県連合会又は特定組合等は、(ア)による調整割合以外の調整割合を決定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ農林水産省経営局長に協議するものとする。

ケ 損害割合の算出

施設内農作物の損害割合は次により算出するものとする。ただし、次により損害割合を算出することが適切でない施設内農作物があるときは、都道府県連合会又は特定組合等はあらかじめ農林水産省経営局長にその算出方法について協議するものとする。

- (ア) 損害割合は次式により算出するものとする。

なお、評価区分を設定した場合の損害割合は、評価区分ごとに a から c までの算式により算出される割合を合計して得た割合とする。この場合において、栽培割合とは、被害を受けた施設内農作物の栽培面積（評価区分を設定した場合は当該評価区分ごとの被害を受けた施設内農作物の栽培面積）の当該特定園芸施設の設置面積に対する割合をいう。

- a 活着期（生育期前の期間をいう。ただし、鉢物類にあつては鉢上げ後の期間に限る。）の場合

$$\text{損害割合} = 30\% \text{（全損に限る。）} \times \text{栽培割合} \times \text{調整割合}$$

- b 生育期の場合

$$\text{損害割合} = \left[30\% + 70\% \times \frac{\text{生育経過日数（日）}}{\text{標準生育日数（日）}} \right] \times \text{損害程度割合} \times \text{栽培割合} \\ \times \text{調整割合}$$

- c 収穫期の場合

$$\text{損害割合} = \left[100\% - 100\% \times \frac{\text{既収穫日数（日）}}{\text{標準収穫日数（日）}} \right] \times \text{損害程度割合} \times \text{栽培割合} \\ \times \text{調整割合}$$

ただし、鉢物類については次式によるものとする。

$$\text{損害割合} = \left[100\% \times \frac{\text{総鉢数} - \text{出荷鉢数}}{\text{総鉢数}} \right] \times \text{損害程度割合} \times \text{栽培割合} \\ \times \text{調整割合}$$

- (イ) 事故除外方式において病虫害による被害が発生している場合の共済事故による損害割合は共済事故及び病虫害による損害程度割合を(ア)の a から c までの算式に適用して算出される損害割合から病虫害による損害程度割合を(ア)の a から c までの算式に適用して算出される損害割合を差し引いて得た割合とする。

(3) 病虫害の分割割合の決定

ア 施設の管理、土壌管理、肥培管理等が不十分なことにより生じた病虫害による損害は、共済金支払対象外のものとして、分割評価するものとする。

イ 分割評価を行うに当たっては、次の事項を調査するものとする。

(ア) 施設管理……………○施設の機能の管理が十分になされているか。

○防災管理が十分になされているか。

(イ) 土壌肥培管理……………○土壌の消毒及び換土が適切になされているか。

○施肥（用量、比率、時期、方法）が適切になされているか。

○農作物の管理作業が適切になされているか。

○環境管理（日照、換気、かん水）が適切になされているか。

(ウ) 病虫害防除処理……………○通常すべき防除措置が適切になされているか。

○発生を予察した防除措置が適切になされているか。

(エ) 善後措置……………○発生後の消毒等の措置が適切になされているか。

○被害作物及び媒介生物の処理等が適切になされているか。

ウ イによる調査を終えた時は、イの（ア）から（ウ）までの3項目について通常管理、不十分管理（上、中、下）又は過失管理のいずれかの判定をし、別表7「病虫害の分割割合表」を適用して分割割合を決定するものとする。

この場合において、過失管理に該当するものが、3項目のうち1項目でもある場合の分割割合は100とし、不十分管理の場合は、3項目に該当するもののうち、最も高い割合を適用するものとする。

なお、都道府県連合会又は特定組合等は、病虫害による損害の分割評価を迅速かつ統一的に行うため、別表7の例に従って別途施設内農作物の種類等別及び病虫害別に分割割合の基準を定め、適用しても差し支えないものとする。

この場合において、都道府県連合会又は特定組合等は、当該施設内農作物の共済責任期間の開始前までに、当該分割割合の基準を、当該分割割合の基準を諮った際の損害評価会議事録の写しを添えて、農林水産省経営局長に報告するものとする。

5 撤去費用額

(1) 撤去費用額は、特定園芸施設の撤去費用に係る請求書又は領収書の写し（これらの書類の金額に係る内訳明細等を明らかにする書類を含む。以下「撤去費用請求書等」という。）が提出されたときに算定することとする。

なお、分損の場合の損害割合は、プラスチックハウスⅡ類又はⅡ類利用型にあっては、2の(2)のアの被害の生じたスパン数の当該プラスチックハウスⅡ類又はⅡ類利用型の総スパン数に対する割合とし、プラスチックハウスⅡ類又はⅡ類利用型以外の特定園芸施設にあっては、同イの(ウ)の損害割合とする。

(2) 撤去費用額は、組合等が査定した廃棄物処理業者等の撤去費用請求書等に基づく撤去費用の金額とする。ただし、次の金額を限度とする。

(ア) 特定園芸施設が全損した場合

当該特定園芸施設の撤去費用基準額

(イ) 特定園芸施設が分損した場合

当該特定園芸施設の撤去費用基準額に損害割合を乗じて得た金額

6 復旧費用額

(1) 復旧費用額は、事務取扱要領第3章第1節3(2)の復旧をした旨の通知があった場合に査定することとする。

(2) 復旧費用額は、特定園芸施設又は附帯施設ごとに、次の金額とする。

ア 特定園芸施設

(ア) 次の①又は②の金額から、2の特定園芸施設に係る被害額を差し引いて得た金額

① 復旧作業の実施者が施工業者の場合

組合等が査定した当該特定園芸施設に係る復旧費用に係る請求書又は領収書の写し(これらの書類の金額に係る内訳明細等を明らかにする書類を含む。以下「復旧費用請求書等」という。)の金額

② 復旧作業の実施者が施工業者以外の場合

復旧に係る資材費等の金額+復旧に係る労務費の金額

a 復旧に係る資材費等の金額

組合等が査定した当該特定園芸施設に係る復旧費用請求書等の金額のうち、労務費以外の金額

b 復旧に係る労務費の金額

組合等が査定した当該特定園芸施設に係る復旧費用請求書等の金額のうち、労務費の金額

ただし、当該金額が次の金額を下回る場合又は当該特定園芸施設に係る復旧費用請求書等の提出がない場合にあつては、次の金額とする。

$100 \text{ 円/m}^2 \times \text{復旧面積}$

復旧面積は、次の面積とする。

(a) 特定園芸施設が全損した場合

当該特定園芸施設の引受時の設置面積と復旧後の設置面積のいずれか小さい面積。

(b) 特定園芸施設が分損した場合

次のいずれか小さい面積。

・当該特定園芸施設の引受時の設置面積×損害割合

・当該特定園芸施設の復旧後の設置面積－当該特定園芸施設の引受時の設置面積×(100%－損害割合)

ただし、この算定結果がマイナスになる場合は、復旧面積はゼロとする。

なお、損害割合は、プラスチックハウスⅡ類又はⅡ類利用型にあつては2の(2)のアの被害の生じたスパン数の当該プラスチックハウスⅡ類又はⅡ類利用型の総スパン数に対する割合とし、プラスチックハウスⅡ類又はⅡ類利用型以外の特定園芸施設にあつては同イの(ウ)の損害割合とする。

(イ) (ア)の規定にかかわらず、(ア)の金額が次の金額を超える場合にあつては、次の金額とする。

① 特定園芸施設が全損した場合

当該特定園芸施設の復旧費用基準額

② 特定園芸施設が分損した場合

当該特定園芸施設の復旧費用基準額に当該特定園芸施設の損害割合を乗じて得た金額

なお、損害割合は、プラスチックハウスⅡ類又はⅡ類利用型にあつては2の(2)のアの被害の生じたスパン数の当該プラスチックハウスⅡ類又はⅡ類利用型の総スパン数に対する割合とし、プラスチックハウスⅡ類又はⅡ類利用型以外の特定園芸施設にあつては同イの(ウ)の損害割合とする。

イ 附帯施設

組合等が査定した当該附帯施設に係る復旧費用請求書等の金額から3の附帯施設に係る被害額を差し引いて得た金額。

ただし、次の金額を限度とする。

(ア) 附帯施設が全損した場合

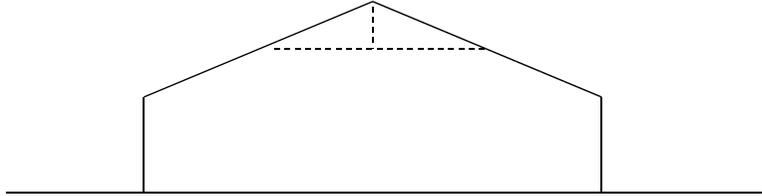
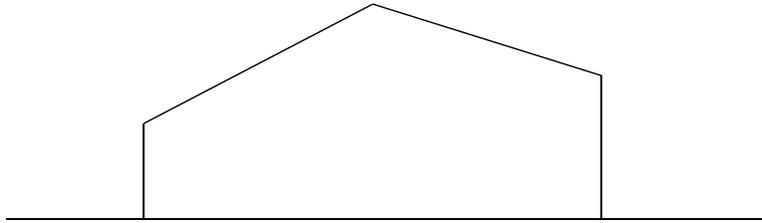
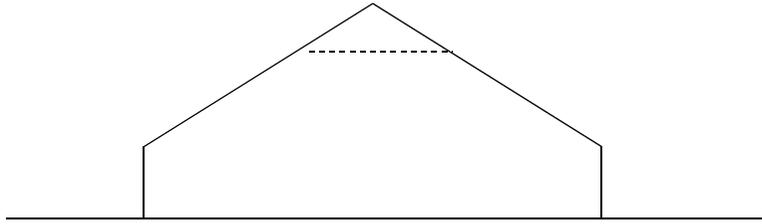
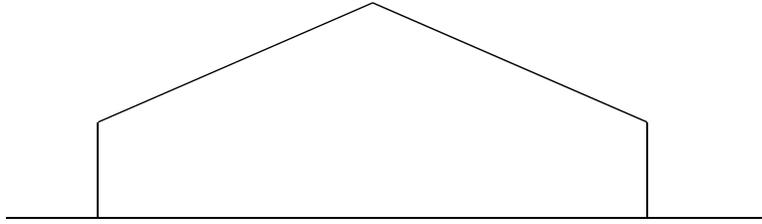
当該附帯施設の復旧費用基準額

(イ) 附帯施設が分損した場合

当該附帯施設の復旧費用基準額に当該附帯施設の損害割合を乗じて得た金額

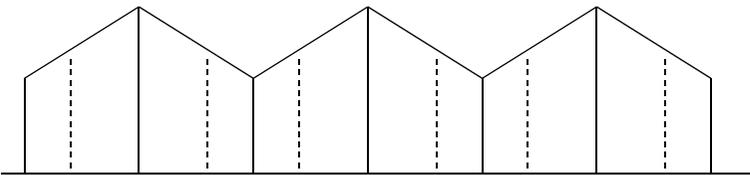
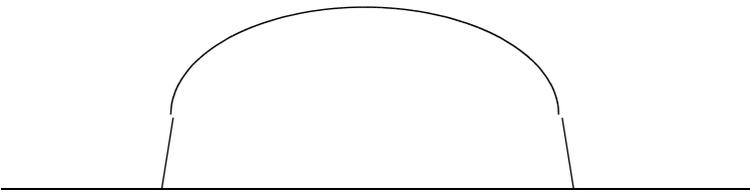
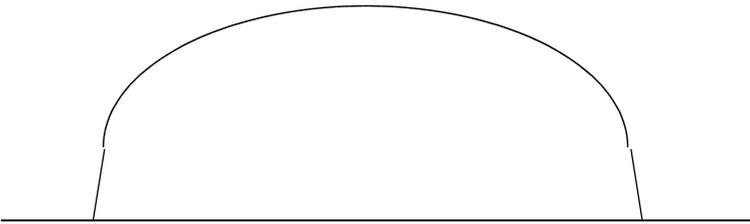
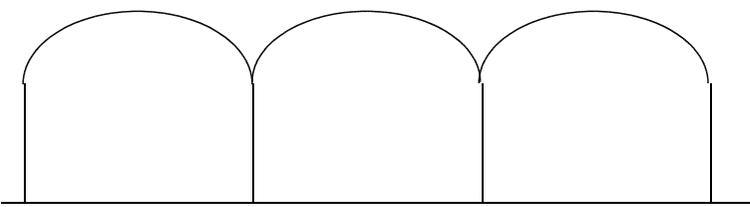
なお、損害割合は、当該附帯施設に係る3の(2)のアの附帯施設の被害額の第3の2の(1)の附帯施設の価額に対する割合とする。

別表1 特定園芸施設の標準価額表

特定園芸施設の区分	型式名称 (単連の別)	構造略図	主要骨材の内容	被覆材の種類	標準仕様			標準価額 (㎡当たり)
					間口 ①	奥行 ②	設置面積 ③=①×②	
ガラス室Ⅰ	10-1型 (単) 木骨屋根型		木 材 72×117 72× 72 40× 40	ガ ラ ス	m 5.4 5 9.0	m 25 50	㎡ 135 5 450	円 14,880
	10-2型 (単) スリークオーター型		木 材 72×117 72× 72 40× 40	ガ ラ ス	m 4.4 5 7.0	m 15 40	㎡ 66 5 280	円 18,590
	10-3型 (単) 木骨屋根型		木 材 72×117 72× 72 40× 40	ガ ラ ス	m 5.5 5 8.0	m 25 45	㎡ 137 5 360	円 18,000
ガラス室Ⅱ類	20-1型 (単) 鉄骨屋根型		(A) (B) (t) □-125×75×2.3 (H) (A) (B) (t) □-80×40×40×2.3	ガ ラ ス	m 9.0 5 14.0	m 20 45	㎡ 180 5 630	円 17,210

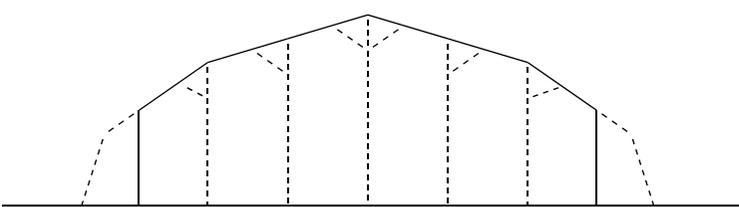
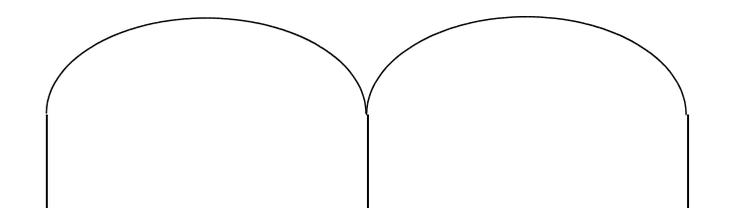
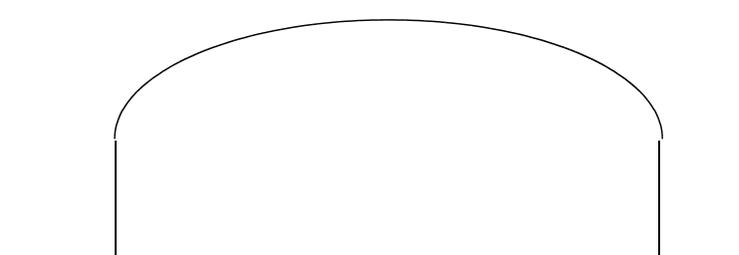
特定園芸施設の区分	型式名称 (単連の別)	構造略図	主要骨材の内容	被覆材の種類	標準仕様			標準価額 (㎡当たり)
					間口 ①	奥行 ②	設置面積 ③=①×②	
ガ ラ ス 室 II 類	20-2型 (単) スリークオー ター型		mm (H) (B) (t ₁) (t ₂) H-100×50×5×7 (A) (B) (t) L-50×50×4	ガ ラ ス	m 4.4 7.0	m 10 35	㎡ 44 245	円 43,450
	20-3型 (単) 鉄骨(アルミ) 屋根型		(H) (B) (t ₁) (t ₂) H-100×50×5×7 (A) (B) (t) L-50×50×4	ガ ラ ス	7.2 9.0	75 95	540 855	24,330
	20-4型 (単) 鉄骨(アルミ) 屋根型		(H) (B) (t ₁) (t ₂) H-150×75×3.2×4.5 (H) (A) (C) (t) C-75×45×15×1.6 (H) (A) (C) (t) C-75×45×15×2.3	ガ ラ ス	9.0 14.0	55 80	495 1,120	23,030
	20-5型 (単) 鉄骨(アルミ) 屋根型		(H) (B) (t ₁) (t ₂) H-200×100×3.2×4.5 (H) (A) (C) (t) C-75×45×15×1.6	ガ ラ ス	14.0 18.0	35 55	490 990	21,350

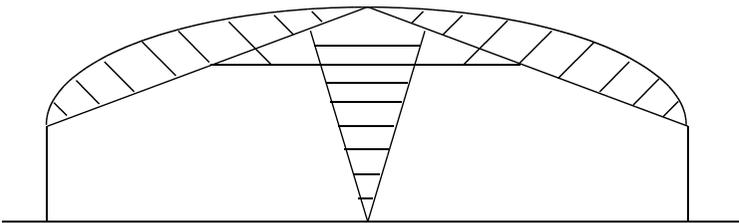
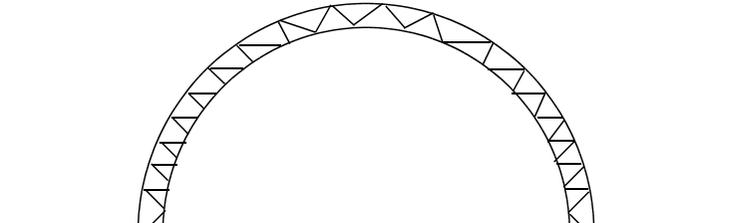
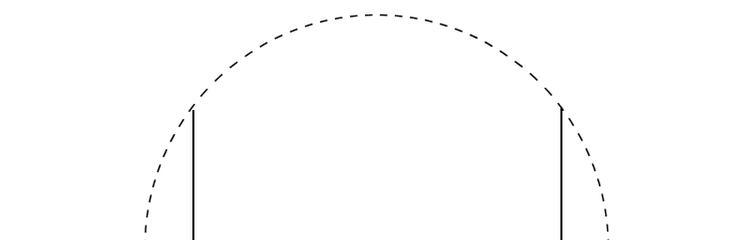
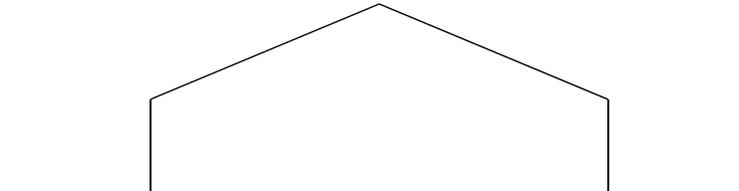
特定園芸施設の区分	型式名称 (単連の別)	構造略図	主要骨材の内容 mm	被覆材の種類	標準仕様			標準価額 (㎡当たり) 円
					間口 ① m	奥行 ② m	設置面積 ③=①×② ㎡	
ガラ	20-6型 (単) 鉄骨(アルミ) 屋根型		(H) (A) (B) (t) □-75×40×5×7 (A) (B) (t) L-50×50×4	ガ ラ ス	5.5 8.0	40 65	220 520	25,370
	20-7型 (2連) 鉄骨(アルミ) 屋根型		(H) (B) (t ₁) (t ₂) H-150×75×3.2×4.5 (H) (A) (B) (t) □-100×40×40×2.3 (H) (A) (C) (t) C-75×45×15×2.3 (H) (A) (C) (t) C-75×45×15×1.6 (H) (A) (C) (t) C-60×30×10×2.3	ガ ラ ス	7.2 10.0	25 50	360 1,000	22,750
	20-8型 (3連) 鉄骨(アルミ) 屋根型		(H) (A) (C) (t) C-75×45×15×2.3 (H) (A) (B) (t) □-70×40×40×5 (A) (B) (t) □-70×40×5 (A) (B) (t) L-50×50×4	ガ ラ ス	3.2 6.4	25 50	240 960	18,970
プラスチック類	30-1型 (単) 木		アピトン材 75×75 54×54	プラスチックフィルム	7.0	50	350	3,060
	80-1型 (竹) 骨ハウス			寒ネット等	18.0	70	1,260	
	80-19型 プラスチック							

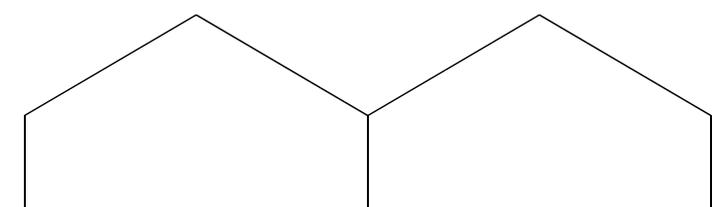
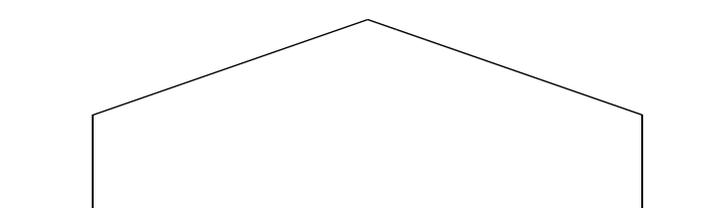
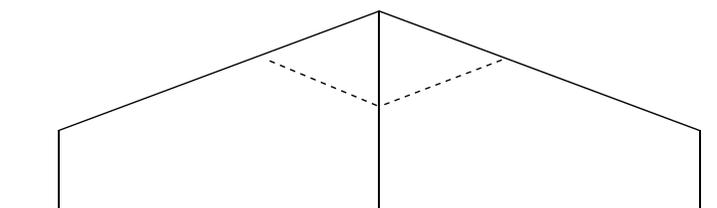
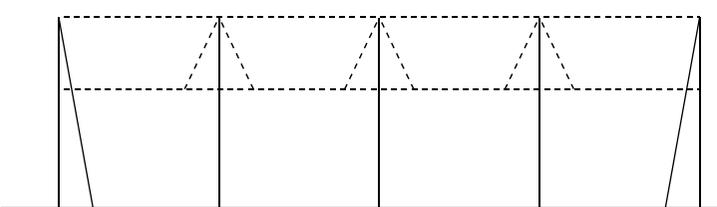
特定園芸施設の区分	型式名称 (単連の別)	構造略図	主要骨材の内容	被覆材の種類	標準仕様			標準価額 (㎡当たり)
					間口 ①	奥行 ②	設置面積 ③=①×②	
プラスチックハウスI類 (木竹スチック・プラスチックハウスI類)	30-2型		mm アピトン材 75×75 60×60 45×45	プラスチックフィルム 寒ネット等	m 3.4	m 15	㎡ 153	円 2,520
	80-2型		3.4		15	153		
	80-20型		7.5	40	900			
プラスチックハウスII類 (パイプ)	40-1型		φ19.1×1.2 φ22.2×1.2 φ25.4×1.2	プラスチックフィルム 寒ネット等	3.6	40	144	3,650
	80-3型		3.6		40	144		
	80-21型		6.0	65	390			
プラスチックハウスVI類 (パイプ)	40-2型		φ48.6×2.3 φ31.8×1.6	プラスチックフィルム 寒ネット等	6.0	45	270	5,730
	80-4型		6.0		45	270		
	80-22型		10.0	70	700			
プラスチックハウスIII類 (鉄骨下)	50-1型		(A) (B) (t) □-50×50×0.8 (A) (B) (t) L-40×20×1.6	プラスチックフィルム 寒ネット等	5.4	35	567	7,050
	80-5型		5.4		35	567		
	80-23型		7.2	60	1,296			

特定園芸施設の区分	型式名称 (単連の別)	構造略図	主要骨材の内容	被覆材の種類	標準仕様			標準価額 (㎡当たり) 円
					間口 ①	奥行 ②	設置面積 ③=①×②	
ハウスVI類 (鉄骨下チック・プラスチック・ハウスIII類)	50-2型		(A) (B) (t) L-40×40×3.2	プラスチックフィルム	m	m	㎡	5,900
	80-6型		(A) (B) (t) L-40×20×1.6		3.6	35	378	
	80-24型			寒冷紗・ネット等	7.2	60	1,296	
プラスチックハウスIV類甲 (鉄骨中・硬)・プラスチックハウスVI類 (鉄骨中・軟)・プラスチックハウスIV類乙	61-1型		φ34×2.2	プラスチックフィルム(軟質フィルム)	6.0	90	540	15,760
	62-1型		(A) (B) (t) L-50×50×4	プラスチックフィルム(硬質フィルム)				
	80-7型			プラスチックフィルム				
	80-25型			寒冷紗・ネット等				
同上	61-2型		(A) (B) (t) □-75×45×2.3	プラスチックフィルム(軟質フィルム)	6.0	90	540	15,760
	62-2型		(H) (A) (C) (t) C-60×30×10×1.6	プラスチックフィルム(硬質フィルム)				
	80-8型			プラスチックフィルム				
	80-26型			寒冷紗・ネット等				
同上	61-3型		(H) (B) (t ₁) (t ₂) H-150×75×3.2×4.5	プラスチックフィルム(軟質フィルム)	9.0	45	405	15,650
	62-3型		(H) (B) (t ₁) (t ₂) H-125×60×4.5×6.5	プラスチックフィルム(硬質フィルム)				
	80-9型		(H) (A) (C) (t) C-60×30×10×1.6	プラスチックフィルム				
	80-27型		(H) (A) (B) (t) Z-150×50×50×3.2	寒冷紗・ネット等				

特定園芸施設の区分	型式名称 (単連の別)	構造略図	主要骨材の内容	被覆材の種類	標準仕様			標準価額 (㎡当たり) 円	
					間口 ①	奥行 ②	設置面積 ③=①×②		
プラスチックハウスIV類甲(鉄骨中・軟)・プラスチックハウスIV類乙(鉄骨中・硬)	61-4型 62-4型 80-10型 80-28型	(単)鉄骨屋根型		(H) (B) (t ₁) (t ₂) H-150×75×3.2×4.5	プラスチックフィルム(軟質フィルム)	m	m	㎡	16,040
				(H) (A) (C) (t) C-75×45×15×2.3	プラスチックフィルム(硬質フィルム)				
				(H) (A) (C) (t) C-60×30×10×1.6	プラスチックフィルム				
				(A) (B) (t) □-75×45×2.0	寒冷紗・ネット等				
	61-5型 62-5型 80-11型 80-29型	(単)複合トラス型		トラス	プラスチックフィルム(軟質フィルム)	9.0	25	225	15,350
				(H) (A) (C) (t) C-60×30×10×1.6	プラスチックフィルム(硬質フィルム)				
				(H) (A) (B) (t) □-60×30×30×1.6	プラスチックフィルム				
				(H) (A) (B) (t) □-56×20×20×1.6	寒冷紗・ネット等				
	61-6型 62-6型 80-12型 80-30型	(単)支柱付複合トラス型		トラス モードトラス	プラスチックフィルム(軟質フィルム)	14.0	20	280	13,880
				(H) (A) (C) (t) C-60×30×10×1.6	プラスチックフィルム(硬質フィルム)				
				(H) (A) (B) (t) □-60×30×30×1.6	プラスチックフィルム				
				(H) (A) (B) (t) □-56×20×20×1.6	寒冷紗・ネット等				
	61-7型 62-7型 80-13型 80-31型	(単)テーパートラス型		(H) (A) (B) (t) □-60×30×30×1.6	プラスチックフィルム(軟質フィルム)	10.0	20	200	10,620
				プラスチックフィルム(硬質フィルム)					
				プラスチックフィルム					
				寒冷紗・ネット等					

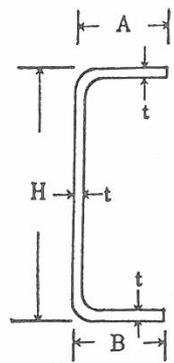
特定園芸施設の区分	型式名称 (単連の別)	構造略図	主要骨材の内容	被覆材の種類	標準仕様			標準価額 (㎡当たり) 円	
					間口 ①	奥行 ②	設置面積 ③=①×②		
プラスチックハウスIV類甲 (鉄骨中・軟)	61-8型		(H) (A) (C) (t) C-60×30×10×1.6	プラスチックフィルム(軟質フィルム)	m	m	㎡	7,040	
	62-8型		(A) (B) (t) L-50×50×4	プラスチックフィルム(硬質フィルム)					
	80-14型		プラスチックフィルム						
	80-32型		寒冷紗・ネット等						
	61-9型		(H) (A) (B) (C) (t) Ω-100×65×20×10×2.3	プラスチックフィルム(軟質フィルム)	6.3	25	315	10,030	
	62-9型		(H) (A) (B) (C) (t) Ω-70×25×17.5×10×1.6	プラスチックフィルム(硬質フィルム)					
	80-15型		(H) (A) (B) (C) (t) Ω-54×33×14×10×1.6	プラスチックフィルム					
	80-33型		(H) (A) (C) (t) C-60×30×10×1.6	寒冷紗・ネット等					
	プラスチックハウスIV類乙 (鉄骨中・硬)	61-10型		(H) (B) (t ₁) (t ₂) LH-125×60×6×8	プラスチックフィルム(軟質フィルム)	8.0	40	320	13,880
		62-10型		(H) (A) (C) (t) C-60×30×10×2.3	プラスチックフィルム(耐風速50メートル/秒(ただし、過去の最大瞬間風速が50メートル/秒未満の地域においては、当該地域における過去の最大瞬間風速を耐風速値とすることができる。)以上又は耐雪荷重50キログラム/平方メートル以上の強度を有する施設以外の施設にあっては、硬質フィルム)				
		80-16型		プラスチックフィルム					
		80-34型		寒冷紗・ネット等					

特定園芸施設の区分	型式名称 (単連の別)	構造略図	主要骨材の内容	被覆材の種類	標準仕様			標準価額 (㎡当たり) 円
					間口 ①	奥行 ②	設置面積 ③=①×②	
プ ラ ス チ ク 骨 上 ウ ス V 類	61-11型		mm (H) (A) (C) (t) C-60×30×10×1.6	プラスチックフィルム(軟質フィルム)	m 18.0	m 20	㎡ 360	15,260
	62-11型			プラスチックフィルム(硬質フィルム)				
	80-17型			プラスチックフィルム				
	80-35型			寒冷紗・ネット等				
(単) アーチ型	61-12型		φ34×2.3	プラスチックフィルム(軟質フィルム)	10.0	35	350	14,390
	62-12型			プラスチックフィルム(硬質フィルム)				
	80-18型			プラスチックフィルム				
	80-36型			寒冷紗・ネット等				
(単) アーチ型	70-1型		φ25.4×1.4 φ22.2×1.2 (A) (B) (t) □-100×50×2.3	合成樹脂板又はプラスチックフィルム(硬質フィルムであり、かつ、当該フィルムにより屋根及び外壁の主要部分が造られている施設で、被覆材がビス止めされ、かつ、耐風速50メートル/秒(ただし、過去の最大瞬間風速が50メートル/秒未満の地域においては、当該地域における過去の最大瞬間風速を耐風速値とすることができる。)以上又は耐雪荷重50キログラム/平方メートル以上の強度を有するものである場合に限る。)	6.0	70	420	10,730
	70-2型			(H) (B) (t ₁) (t ₂) H-150×75×3.2×4.5 (H) (A) (C) (t) C-60×30×10×1.6				
(単) 屋根型	70-1型		(H) (B) (t ₁) (t ₂) H-150×75×3.2×4.5 (H) (A) (C) (t) C-60×30×10×1.6	合成樹脂板又はプラスチックフィルム(硬質フィルムであり、かつ、当該フィルムにより屋根及び外壁の主要部分が造られている施設で、被覆材がビス止めされ、かつ、耐風速50メートル/秒(ただし、過去の最大瞬間風速が50メートル/秒未満の地域においては、当該地域における過去の最大瞬間風速を耐風速値とすることができる。)以上又は耐雪荷重50キログラム/平方メートル以上の強度を有するものである場合に限る。)	6.0	40	240	15,770
	70-2型			合成樹脂板又はプラスチックフィルム(硬質フィルムであり、かつ、当該フィルムにより屋根及び外壁の主要部分が造られている施設で、被覆材がビス止めされ、かつ、耐風速50メートル/秒(ただし、過去の最大瞬間風速が50メートル/秒未満の地域においては、当該地域における過去の最大瞬間風速を耐風速値とすることができる。)以上又は耐雪荷重50キログラム/平方メートル以上の強度を有するものである場合に限る。)				

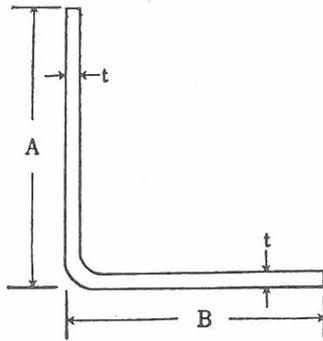
特定園芸施設の区分	型式名称 (単連の別)	構造略図	主要骨材の内容	被覆材の種類	標準仕様			標準価額 (㎡当たり) 円
					間口 ①	奥行 ②	設置面積 ③=①×② ㎡	
プラスチックハウス類 (鉄骨上)	70-3型 (2連) 屋根型		mm (H) (A) (B) (C) (t) Ω-100×65×20×15×2.3 (H) (A) (B) (C) (t) Ω-60×34×18×24.5×1.6	合成樹脂板又はプラスチックフィルム (硬質フィルムであり、かつ、当該フィルムにより屋根及び外壁の主要部分が造られている施設で、被覆材がビス止めされ、かつ、耐風速50メートル/秒(ただし、過去の最大瞬間風速が50メートル/秒未満の地域においては、当該地域における過去の最大瞬間風速を耐風速値とすることができる。)以上又は耐雪荷重50キログラム/平方メートル以上の強度を有するものである場合に限る。)	m 6.0 5 10.0	m 25 50	㎡ 300 5 1,000	円 13,870
	70-4型 (単) 屋根型		(H) (B) (t ₁) (t ₂) H-150×75×3.2×4.5 (H) (A) (C) (t) C-60×30×10×1.6		11.0 5 14.0	40 5 60	440 5 840	15,360
	70-5型 (単) 屋根型		(H) (A) (B) (C) (t) Ω-100×65×20×15×2.3 (H) (A) (B) (C) (t) Ω-60×34×18×24.5×1.6 (H) (B) (t ₁) (t ₂) H-150×75×3.2×4.5 (H) (A) (C) (t) C-60×30×10×1.6		14.0 5 18.0	25 5 50	350 5 900	13,830
プラスチックネットハウスⅦ類	90-1型 (単) 平型		(H) φ76.3×3.2×4,000 (H) φ48.6×2.4×3,500	一般多目的ネット 耐久性多目的ネット	— —	— —	1,000 5 10,000	564

- (注) 1. 30-1型及び30-2型はプラスチックハウスⅠ類に該当するものである。
2. 40-1型及び40-2型はプラスチックハウスⅡ類に該当するものである。
3. 50-1型及び50-2型はプラスチックハウスⅢ類に該当するものである。
4. 61-1型から61-12型まではプラスチックハウスⅣ類甲に該当するものである。
5. 62-1型から62-12型まではプラスチックハウスⅣ類乙に該当するものである。
6. 80-1型から80-36型まではプラスチックハウスⅥ類に該当するものである。
7. 80-1型から80-18型までは雨よけ施設に該当するものである。
8. 80-19型から80-36型まではネットハウスに該当するものである。
9. 90-1型は多目的ネットハウスに該当するものである。
10. 主要骨材の種類
- (1) φ印は、パイプ又は鋼材の外径
 - (2) L印は、等辺山形鋼、軽山形鋼
 - (3) C印は、リップみぞ形鋼
 - (4) □印は、角形鋼管
 - (5) H、LH印は、H型鋼
 - (6) Z印は、軽Z形鋼
 - (7) ㄣ印は、みぞ形鋼、軽みぞ形鋼
 - (8) Ω印は、リップハット形鋼
 - (9) トラス、モードトラスは、主要骨材の組合せをいう。
 - (10) 主要骨材の(A)、(B)、(C)、(H)、(t)、(t₁)、(t₂)は、下図に掲げる記号とする。

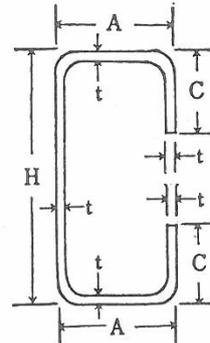
図 規格を表示する記号



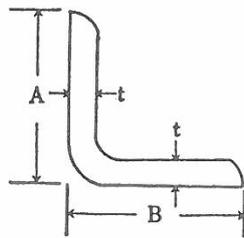
(軽みぞ形鋼)



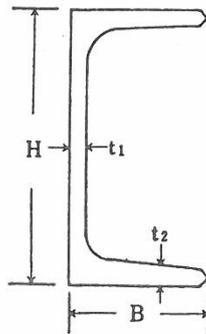
(軽山形鋼)



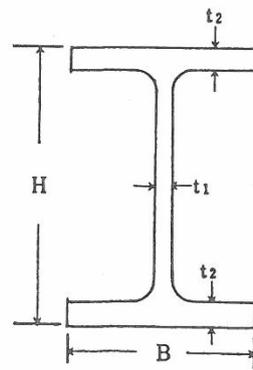
(リップみぞ形鋼)



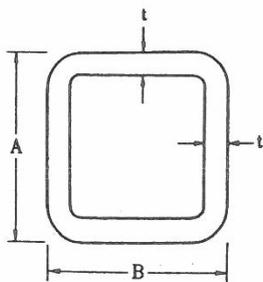
(等辺山形鋼)



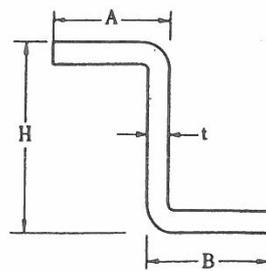
(みぞ形鋼)



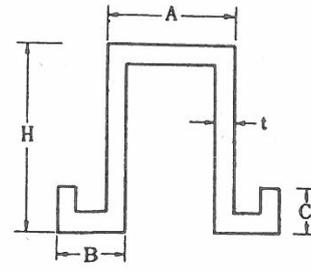
(H形鋼)



(角形鋼管)



(軽Z形鋼)



(リップハット型鋼)

別表2 プラスチックフィルム等の標準価額表

被覆材の種類		規格		㎡当たり			㎡当たり 価額					
		形状	厚さ	材料費	押さ材費	労務費						
プラスチックフィルム	一般軟質フィルム	一般農業用ポリ塩化ビニールフィルム (一般農ビ)	mm	円	円	円	円					
								0.15	218	8	62	288
									218	93	62	373
			218	144	246	608						
			0.13	189	8	62	259					
				189	93	62	344					
				189	144	246	579					
			0.1	154	8	62	224					
				154	93	62	309					
				154	144	246	544					
			0.075	127	8	62	197					
				127	93	62	282					
				127	144	246	517					
			0.05	72	8	62	142					
				72	93	62	227					
				72	144	246	462					
			防塵性農業用ポリ塩化ビニールフィルム (防塵農ビ)	0.15	285	8	62	355				
					285	93	62	440				
		285			144	246	675					
		0.13		248	8	62	318					
				248	93	62	403					
				248	144	246	638					
		0.1		173	8	62	243					
				173	93	62	328					
173	144			246	563							
0.075	140	8		62	210							
	140	93		62	295							
	140	144		246	530							
農業用エチレン酢酸ビニールフィルム (農サクビ)	0.1	66	8	62	136							
	0.075	50	8	62	120							
	0.05	34	8	62	104							
一般農業用ポリオレフィン系特殊フィルム (一般農PO)	0.15	197	8	62	267							
		197	93	62	352							
		197	144	246	587							
	0.13	171	8	62	241							
		171	93	62	326							
		171	144	246	561							
	0.1	132	8	62	202							
		132	93	62	287							
		132	144	246	522							
	0.075	120	8	62	190							
		120	93	62	275							
		120	144	246	510							
0.05	72	8	62	142								
	72	93	62	227								
	72	144	246	462								

耐久性軟質フィルム	耐久性農業用ポリ塩化ビニールフィルム (耐久農ビ)		0.15	308	8	62	378	
				308	93	62	463	
				308	144	246	698	
	耐久性農業用ポリオレフィン系特殊フィルム 4年 (耐久農PO 4年)		0.15	310	8	62	380	
				310	93	62	465	
				310	144	246	700	
	耐久性農業用ポリオレフィン系特殊フィルム 10年 (耐久農PO 10年)		0.13	235	8	62	305	
				235	93	62	390	
				235	144	246	625	
	一般硬質フィルム	農業用ポリエステルフィルム		0.175	476	391	431	1,298
				0.15	350	391	431	1,172
				0.13	296	391	431	1,118
			0.1	237	391	431	1,059	
耐久性硬質フィルム	耐久性ポリエステル系特殊フィルム		0.15	1,525	391	431	2,347	
	農業用フッソ樹脂フィルム		0.08~0.15	1,848	391	431	2,670	
合成樹脂板	一般合成樹脂板	ガラス繊維強化ポリエステル板 (FRP)	小波	0.6	1,311	227	517	2,055
				0.6	1,311	261	431	2,003
				0.7	1,457	227	517	2,201
			0.7	1,457	261	431	2,149	
			0.8	1,603	227	517	2,347	
			0.8	1,603	261	431	2,295	
		平板	0.7	1,506	227	517	2,250	
			0.7	1,506	261	431	2,198	
			1.0	2,219	227	517	2,963	
			1.0	2,219	261	431	2,911	
	ガラス繊維強化アクリル板 (FRA)	小波	0.7	2,232	227	517	2,976	
			0.7	2,232	261	431	2,924	
			0.8	2,478	227	517	3,222	
			0.8	2,478	261	431	3,170	
		平板	0.7	2,287	227	517	3,031	
			0.7	2,287	261	431	2,979	
			1.0	3,328	227	517	4,072	
			1.0	3,328	261	431	4,020	
	耐久性合成樹脂板	アクリル板 (MMA)	大波	1.7	3,152	247	986	4,385
				1.7	3,152	412	986	4,550
中波			1.3	2,476	309	986	3,771	
			1.3	2,476	494	986	3,956	
小波			1.0	2,266	309	616	3,191	
		1.0	2,266	412	616	3,294		
ポリカーボネート (PC)		小波	0.7	2,737	216	468	3,421	
		平板	0.7	2,266	317	468	3,051	
		複層版	3	2,719	185	517	3,421	
			4	3,605	232	468	4,305	
	6		5,013	185	517	5,715		

寒冷紗			白	遮光率22%	140	8	62	210	
				// 23%	140	93	62	295	
				// 30%	204	8	62	274	
				// 34%	204	93	62	359	
			黒	// 55%	241	8	62	311	
				// 58%	241	93	62	396	
ネット	遮光・遮熱ネット		シルバーグレー	遮光率40~65%	198	144	246	588	
			黒	遮光率45~70%	167	144	246	557	
	防虫ネット			0.3mm目	369	144	246	759	
				0.4mm目 ~0.6mm目	275	144	246	665	
				0.75mm目 ~1mm目	163	144	246	553	
				4mm目	116	144	246	506	
	多目的ネット	一般多目的ネット	ポリエチレンネット		2mm目	156	1	58	215
					4mm目 ~6mm目	92	1	58	151
		耐久性多目的ネット	ポリビニールアルコール(ビニロン)ネット	耐候安定剤・酸化防止剤入りポリエチレンネット		2mm目	122	1	58
	6mm目					92	1	58	151

被覆材の種類	規格(厚さ)	ガラスのみの㎡当たり価額
ガラス	透明(3mm)	2,000円
	透明(4mm)	2,900
	透明(5mm)	3,600
	網入り	4,100

(注意)

- プラスチックフィルム、寒冷紗、ネットの「押え材費」欄の金額は、次の押え材によるものである。
8円…押えバンド 93円…パッカー 144円…スプリング
- 合成樹脂板の「押え材費」欄の金額は、次の押え材によるものである。
227円…フックボルト 261円…テックス
- アクリル板の「押え材費」欄の金額は、次の押え材によるものである。
上段…フックボルト 下段…フックプレート
- ポリカーボネート板の「押え材費」欄の金額は、次の押え材によるものである。
216円…テックス 317円…押えレール
- ポリカーボネート複層板の「押え材費」欄の金額は、次の押え材によるものである。
185円…フックボルト 232円…テックス
- 多目的ネットの「押え材費」欄の金額は、次の押え材によるものである。
1円…エスター線

別表3 被覆面積算定係数及び被覆面積構成割合表

特定園芸施設の区分	型式名称	単連	被覆面積算定係数	被覆面積構成割合						
				計 %	妻面		側面		屋根面	
					A %	B %	A %	B %	A %	B %
ガラス室 I類(木造)	10-1	単	1.63	100.0	4.2	4.2	10.2	10.2	35.6	35.6
	10-2	単	1.65	100.0	4.3	4.3	8.7	11.5	49.8	21.4
	10-3	単	1.94	100.0	3.2	3.2	11.3	11.3	35.5	35.5
ガラス室 II類(鉄骨)	20-1	単	1.77	100.0	5.6	5.6	13.1	13.1	31.3	31.3
	20-2	単	1.61	100.0	6.3	6.3	11.9	14.5	37.8	23.2
	20-3	単	1.77	100.0	2.0	2.0	16.5	16.5	31.5	31.5
	20-4	単	1.70	100.0	3.0	3.0	13.6	13.6	33.4	33.4
	20-5	単	1.51	100.0	5.9	5.9	6.9	6.9	37.2	37.2
	20-6	単	1.86	100.0	2.7	2.7	11.8	11.8	35.5	35.5
	20-7	2連	1.56	100.0	6.0	6.0	7.7	7.7	36.3	36.3
	20-8	3連	1.60	100.0	5.6	5.6	7.0	7.0	37.4	37.4
プラスチックハウス I類(木竹)	30-1	単	1.43	100.0	3.2	3.2	6.9	6.9	39.9	39.9
	30-2	3連	1.60	100.0	6.8	6.8	5.6	5.6	37.6	37.6
プラスチックハウス II類(パイプ)							側屋根面			
							A		B	
	40-1	単	2.13	100.0	3.9	3.9	46.1		46.1	
	40-2	単	1.75	100.0	4.4	4.4	45.6		45.6	
プラスチックハウス III類(鉄骨下)	50-1	3連	1.67	100.0	4.4	4.4	7.3	7.3	38.3	38.3
	50-2	3連	1.40	100.0	5.4	5.4	7.5	7.5	37.1	37.1
プラスチックハウス IV類甲(鉄骨中・軟) 及び プラスチックハウス IV類乙(鉄骨中・硬)	61-1及び62-1	単	2.23	100.0	1.3	1.3	21.7	21.7	27.0	27.0
	61-2及び62-2	単	2.23	100.0	1.3	1.3	21.7	21.7	27.0	27.0
	61-3及び62-3	単	1.85	100.0	3.9	3.9	12.7	12.7	33.4	33.4
	61-4及び62-4	単	1.76	100.0	6.5	6.5	9.5	9.5	34.0	34.0
	61-5及び62-5	単	1.97	100.0	6.7	6.7	12.6	12.6	30.7	30.7
	61-6及び62-6	単	1.91	100.0	6.0	6.0	7.6	7.6	36.4	36.4
	61-7及び62-7	単	2.07	100.0	6.5	6.5	13.1	13.1	30.4	30.4
	61-8及び62-8	単	1.47	100.0	5.1	5.1	7.8	7.8	37.1	37.1
	61-9及び62-9	2連	1.73	100.0	5.8	5.8	7.1	7.1	37.1	37.1
	61-10及び62-10	単	1.89	100.0	4.8	4.8	8.8	8.8	36.4	36.4
	61-11及び62-11	単	2.08	100.0	8.9	8.9	7.8	7.8	33.3	33.3
	61-12及び62-12	単	2.05	100.0	5.9	5.9	10.8	10.8	33.3	33.3
プラスチックハウス V類(鉄骨上)	70-1	単	1.68	100.0	2.3	2.3	8.5	8.5	39.2	39.2
	70-2	単	1.76	100.0	3.8	3.8	12.5	12.5	33.7	33.7
	70-3	2連	1.76	100.0	6.7	6.7	8.3	8.3	35.0	35.0
	70-4	単	1.87	100.0	4.4	4.4	13.2	13.2	32.4	32.4
	70-5	単	1.84	100.0	7.1	7.1	8.4	8.4	34.5	34.5

特定園芸施設の 区分	型式名称	単連	被覆面積 算定係数	被 覆 面 積 構 成 割 合						
				計 %	妻 面		側 面		屋 根 面	
					A %	B %	A %	B %	A %	B %
プラスチックハウス VI類（雨よけ等）	80-1	単	1.14	100.0	—	—	—	—	50.0	50.0
	80-2	3連	1.20	100.0	—	—	—	—	50.0	50.0
	80-3	単	1.32	100.0	—	—	—	—	50.0	50.0
	80-4	単	1.19	100.0	—	—	—	—	50.0	50.0
	80-5	3連	1.28	100.0	—	—	—	—	50.0	50.0
	80-6	3連	1.04	100.0	—	—	—	—	50.0	50.0
	80-7	単	1.20	100.0	—	—	—	—	50.0	50.0
	80-8	単	1.20	100.0	—	—	—	—	50.0	50.0
	80-9	単	1.24	100.0	—	—	—	—	50.0	50.0
	80-10	単	1.20	100.0	—	—	—	—	50.0	50.0
	80-11	単	1.21	100.0	—	—	—	—	50.0	50.0
	80-12	単	1.39	100.0	—	—	—	—	50.0	50.0
	80-13	単	1.26	100.0	—	—	—	—	50.0	50.0
	80-14	単	1.09	100.0	—	—	—	—	50.0	50.0
	80-15	2連	1.28	100.0	—	—	—	—	50.0	50.0
	80-16	単	1.38	100.0	—	—	—	—	50.0	50.0
	80-17	単	1.39	100.0	—	—	—	—	50.0	50.0
	80-18	単	1.37	100.0	—	—	—	—	50.0	50.0
プラスチックハウ スVII類（多目的ネ ットハウス）	90-1	単	1.37	100.0	周 囲 面				天井面	
					23.2				76.8	

(備考) 1. 型式名称80-19型から80-36型までの被覆面積算定係数及び被覆面積構成割合は、30-1型から62-12型までの被覆面積算定係数及び被覆面積構成割合に同じとする。

2. 被覆面積算定係数の修正

上表に該当しない連棟又は単棟の被覆面積算定係数は次式により算出するものとする。

ただし、6連棟以上の施設については、5連棟として算出するものとする。

$$A \left[100 - \frac{(n-B)}{n} \times (s_a + s_b) \right]$$

100

- A……Bに該当する被覆面積算定係数
 - B……標準型式の連棟数
 - s a ……Bに該当する側面A面の被覆面積構成割合（40-1型にあつては側屋根面の数値の32.5%、40-2型にあつては、側屋根面の数値の25.3%である。）
 - s b ……Bに該当する側面B面の被覆面積構成割合（40-1型にあつては側屋根面の数値の32.5%、40-2型にあつては、側屋根面の数値の25.3%である。）
 - n……連棟数
- (注) 1. 端数は小数点以下第3位を四捨五入する。
2. 単棟の場合は1連棟する。

3. 被覆面積構成割合の修正

上表に該当しない連棟又は単棟の被覆面積構成割合は次式により算出するものとする。
 ただし、6連棟以上の施設については、5連棟として算出するものとする。

$$\text{妻面A} = \frac{100 \times t_a}{100 - \frac{(n-B)}{n} \times (s_a + s_b)}$$

$$\text{妻面B} = \frac{100 \times t_b}{100 - \frac{(n-B)}{n} \times (s_a + s_b)}$$

$$\text{側面A} = \frac{\frac{100 \times B}{n} \times s_a}{100 - \frac{(n-B)}{n} \times (s_a + s_b)}$$

$$\text{側面B} = \frac{\frac{100 \times B}{n} \times s_b}{100 - \frac{(n-B)}{n} \times (s_a + s_b)}$$

$$\text{屋根面A} = 50 - (\text{妻面A} + \text{側面A})$$

$$\text{屋根面B} = 50 - (\text{妻面B} + \text{側面B})$$

ただし、スリークォーターの場合

$$\text{屋根面B} = \frac{100 \times y_b}{100 - \frac{(n-B)}{n} \times (s_a + s_b)}$$

$$\text{屋根面A} = 100 - (\text{妻面A} + \text{妻面B} + \text{側面A} + \text{側面B} + \text{屋根面B})$$

- B……標準型式の連棟数
 - t a ……Bに該当する妻面A面の被覆面積構成割合
 - t b ……Bに該当する妻面B面の被覆面積構成割合
 - s a ……Bに該当する側面A面の被覆面積構成割合
 - s b ……Bに該当する側面B面の被覆面積構成割合
 - y a ……Bに該当する屋根面A面の被覆面積構成割合
 - y b ……Bに該当する屋根面B面の被覆面積構成割合
 - n……連棟数
- (注) 1. 端数は小数点以下第2位を四捨五入する。
 2. 単棟の場合は1連棟とする。

別表4 特定園芸施設の施設構造部分別価額割合表

型 式	標 準 設 置 面 積				施 設 構 造 部 分 別 価 額 割 合						合 計	
	間 口 ①	奥 行 ②	単連	面 積 m ²	妻 面		側 面		屋 根 面			基 礎
					A	B	A	B	A	B		
	m	m		m ²	%	%	%	%	%	%	%	%
10-1	5.4~9.0	25~50	単	135~450	2.5	2.5	11.8	11.8	37.8	21.4	12.2	100.0
10-2	4.4~7.0	15~40	単	66~280	2.8	2.8	9.9	9.9	38.6	16.5	19.5	100.0
10-3	5.5~8.0	25~45	単	137~360	1.9	1.9	6.4	6.4	38.1	30.8	14.5	100.0
20-1	9.0~14.0	20~45	単	185~630	3.8	3.8	9.0	9.0	33.9	23.0	17.5	100.0
20-2	4.4~7.0	10~35	単	44~245	5.2	5.2	14.1	14.1	26.5	17.9	17.0	100.0
20-3	7.2~9.0	75~95	単	540~855	3.4	3.4	16.0	16.0	29.9	18.4	12.9	100.0
20-4	9.0~14.0	55~80	単	495~1120	5.4	5.4	15.0	15.0	31.2	17.9	10.1	100.0
20-5	14.0~18.0	35~55	単	490~990	4.4	4.4	10.5	10.5	35.4	22.1	12.7	100.0
20-6	5.5~8.0	40~65	単	220~520	3.4	3.4	12.1	12.1	29.4	19.4	20.2	100.0
20-7	7.2~10.0	25~50	2連	360~1000	4.1	4.1	9.2	9.2	38.6	23.1	11.7	100.0
20-8	3.2~6.4	25~50	3連	240~960	4.7	4.7	9.0	9.0	46.9	14.1	11.6	100.0
30-1	7.0~18.0	50~70	単	350~1260	1.2	1.2	4.6	4.6	59.7	28.7	—	100.0
30-2	3.4~7.5	15~40	3連	153~900	4.2	4.2	4.9	4.9	61.8	20.0	—	100.0
							側 屋 根 面					
							A	B				
40-1	3.6~6.0	40~65	単	144~390	5.2	5.2	44.8		44.8		—	100.0
40-2	6.0~10.0	45~70	単	270~700	4.9	4.9	45.1		45.1		—	100.0
50-1	5.4~7.2	35~60	3連	567~1296	4.6	4.6	8.9	8.9	56.4	12.3	4.3	100.0
50-2	3.6~7.2	35~60	3連	378~1296	3.6	3.6	5.4	5.4	48.1	24.8	9.1	100.0
61-1及び62-1	6.0~8.0	90~115	単	540~920	1.0	1.0	12.0	12.0	41.0	26.0	7.0	100.0
61-2及び62-2	6.0~8.0	90~115	単	540~920	1.0	1.0	12.0	12.0	41.0	26.0	7.0	100.0
61-3及び62-3	9.0~12.0	45~75	単	405~900	2.8	2.8	12.9	12.9	37.8	22.2	8.6	100.0
61-4及び62-4	14.0~18.0	30~50	単	420~900	4.7	4.7	9.3	9.3	40.7	24.5	6.8	100.0
61-5及び62-5	9.0~12.0	25~45	単	225~540	3.0	3.0	15.3	15.3	32.8	16.0	14.6	100.0
61-6及び62-6	14.0~18.0	20~45	単	280~810	5.1	5.1	8.3	8.3	43.2	23.6	6.4	100.0
61-7及び62-7	10.0~15.0	20~40	単	200~600	5.7	5.7	9.8	9.8	36.2	24.6	8.2	100.0
61-8及び62-8	12.0~20.0	40~60	単	480~1200	2.3	2.3	4.5	4.5	51.7	32.5	2.2	100.0
61-9及び62-9	6.3~8.3	25~50	2連	315~830	6.2	6.2	8.5	8.5	44.5	22.2	3.9	100.0
61-10及び62-10	8.0~15.0	40~60	単	320~900	3.4	3.4	10.1	10.1	32.2	25.8	15.0	100.0
61-11及び62-11	18.0	20~45	単	360~810	5.9	5.9	10.3	10.3	35.7	21.7	10.2	100.0
61-12及び62-12	10.0~18.0	35~55	単	350~990	3.8	3.8	3.3	3.3	67.0	16.8	2.0	100.0
70-1	6.0~10.0	70~95	単	420~950	1.7	1.7	22.0	22.0	27.9	19.6	5.1	100.0
70-2	6.0~10.0	40~60	単	240~600	1.8	1.8	14.3	14.3	32.4	12.6	22.8	100.0
70-3	6.0~10.0	25~50	2連	300~1000	4.3	4.3	12.7	12.7	47.5	15.5	3.0	100.0
70-4	11.0~14.0	40~60	単	440~840	3.7	3.7	10.0	10.0	36.1	27.2	9.3	100.0
70-5	14.0~18.0	25~50	単	350~900	4.8	4.8	12.9	12.9	36.2	20.8	7.6	100.0
90-1	—	—	単	1,000~ 10,000	周 囲 面			天 井 面				
					27.2			55.2			17.6	100.0

- (備考) 1. 型式80-1型から80-18型、80-19型から80-36型までの特定園芸施設の施設構造部分別価額割合は、それぞれ30-1型から62-12型までの特定園芸施設の施設構造部分別価額割合と同じとする。
2. 上表に該当しない連棟又は単棟の施設構造部分別価額割合は、次式により算出するものとする。ただし、6連棟以上の施設については、5連棟として算出するものとする。

$$\text{妻面A} = \frac{100 t a}{100 - \frac{(n-B)}{n} s b - \frac{(n-B)}{(B+1)n} k}$$

$$\text{妻面B} = \frac{100 t b}{100 - \frac{(n-B)}{n} s b - \frac{(n-B)}{(B+1)n} k}$$

$$\text{側面A} = \frac{\frac{100 B}{n} s a}{100 - \frac{(n-B)}{n} s b - \frac{(n-B)}{(B+1)n} k}$$

$$\text{側面B} = \frac{\frac{100 B}{n} s b}{100 - \frac{(n-B)}{n} s b - \frac{(n-B)}{(B+1)n} k}$$

$$\text{屋根面B} = \frac{100 y b}{100 - \frac{(n-B)}{n} s b - \frac{(n-B)}{(B+1)n} k}$$

$$\text{基礎} = \frac{\frac{B(n+1)}{(B+1)n} \times 100 k}{100 - \frac{(n-B)}{n} s b - \frac{(n-B)}{(B+1)n} k}$$

$$\text{屋根面A} = 100 - (\text{妻面A} + \text{妻面B} + \text{側面A} + \text{側面B} + \text{屋根面B} + \text{基礎})$$

- B…………標準型式の連棟数
t a ……Bに該当する妻面A面の施設構造部分別価額割合
t b ……Bに該当する妻面B面の施設構造部分別価額割合
s a ……Bに該当する側面A面の施設構造部分別価額割合
s b ……Bに該当する側面B面の施設構造部分別価額割合
y a ……Bに該当する屋根面A面の施設構造部分別価額割合
y b ……Bに該当する屋根面B面の施設構造部分別価額割合
k…………Bに該当する基礎の施設構造部分別価額割合
n…………連棟数

(注) 1. 端数は小数点以下第2位を四捨五入する。

2. 単棟の場合は1連棟とする。

別表5 特定園芸施設の部材別価額割合表

単位：%

型式区分		10-1型		10-2型		10-3型		20-1型		20-2型		20-3型	
		単		単		単		単		単		単	
区分	面別 部材別	A	B	A	B	A	B	A	B	A	B	A	B
妻	間柱	13.6	13.6	21.7	21.7	5.2	5.2	8.9	8.9	7.7	7.7	12.8	12.8
	胴ぶち	10.9	10.9	8.1	8.1	19.1	19.1	29.5	29.5	5.5	5.5	16.7	16.7
	筋かい							2.8	2.8				
	受け材(止具)	15.1	15.1	10.8	10.8	17.0	17.0	21.1	21.1	12.5	12.5	16.1	16.1
	出入口戸	23.2	23.2	30.1	30.1	20.2	20.2	3.8	3.8	54.7	54.7	23.1	23.1
	被覆材	37.2	37.2	29.3	29.3	38.5	38.5	33.9	33.9	19.6	19.6	31.3	31.3
	小計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
側面	柱	26.1	26.1	33.7	33.7	17.0	17.0	21.3	21.3	19.9	19.9	11.4	11.4
	桁	12.6	12.6	14.3	14.3	11.6	11.6	9.5	9.5	14.8	14.8	7.8	7.8
	間柱(張出し含む)	5.3	5.3	10.0	10.0								
	胴ぶち			2.3	2.3	15.7	15.7			3.5	3.5		
	筋かい									3.3	3.3	1.8	1.8
	受け材(止具)	4.7	4.7	2.3	2.3	4.7	4.7	2.8	2.8	14.4	14.4	5.0	5.0
	側窓	30.7	30.7	7.5	7.5	34.5	34.5	40.2	40.2	2.4	2.4	56.5	56.5
	駆動	2.6	2.6	2.6	2.6					8.8	8.8		
	出入口戸											1.0	1.0
被覆材	18.0	18.0	27.3	27.3	16.5	16.5	26.2	26.2	32.9	32.9	16.5	16.5	
	小計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
屋根	梁	12.9	22.9	6.5	15.2	6.5	8.0	15.4	20.6	9.4	14.1	14.8	24.1
	陸梁	2.1		1.5		3.7				2.4		2.7	
	つなぎ梁					2.1						0.6	
	中柱												
	谷柱												
	中通り筋かい												
	方杖					1.3							
	棟木	4.1		6.5		3.5		2.7		7.4		7.1	
	母屋	10.3	18.3	5.8	13.6	9.8	12.1	10.9	14.5	5.5	8.3	7.6	12.3
	屋根面筋かい					0.7	0.9	1.4	1.9	1.7	2.6	1.3	2.1
	谷樋												
	たる木受け材(止具)	9.2	16.1	9.8	22.8	19.7	24.4	13.4	17.8	15.2	22.7	13.2	21.6
	天窓	19.1		36.8		8.2		11.1		3.1		12.0	
	駆動	18.2		12.4		0.5		16.0		20.1		16.3	
被覆材	24.1	42.7	20.7	48.4	44.0	54.6	29.1	45.2	35.2	52.3	24.4	39.9	
	小計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
基礎	独立基礎												
	基礎つなぎ												
	布基礎	97.6		97.9		94.6		96.0		97.9		98.7	
	アンカーボルト	2.4		2.1		5.4		4.0		2.1		1.3	
	小計	100.0		100.0		100.0		100.0		100.0		100.0	
合計		400.0	300.0	400.0	300.0	400.0	300.0	400.0	300.0	400.0	300.0	400.0	300.0

(備考) 型式区分80-1型から80-18型、80-19型から80-36型までの特定園芸施設の部材別価額割合は、それぞれ30-1型から62-12型までの特定園芸施設の部材別価額割合と同じとする。

単位：%

型式区分		20-4型		20-5型		20-6型		20-7型		20-8型		30-1型		30-2型	
		単		単		単		2連		3連		単		3連	
区分	面別 部材別	A	B	A	B	A	B	A	B	A	B	A	B	A	B
		妻	間柱	5.7	5.7	8.9	8.9	12.0	12.0	10.7	10.7	7.2	7.2	46.0	46.0
胴ぶち	6.1		6.1	10.7	10.7	5.9	5.9	15.2	15.2	9.0	9.0				
筋かい										0.5	0.5				
受け材(止具)	17.5		17.5	26.6	26.6	10.9	10.9	17.2	17.2	34.8	34.8	40.3	40.3	40.8	40.8
出入口戸	39.0		39.0	6.5	6.5	53.6	53.6	27.2	27.2	17.5	17.5	13.7	13.7	10.6	10.6
被覆材	31.7		31.7	47.3	47.3	17.6	17.6	29.7	29.7	31.0	31.0				
面	小計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
側	柱	8.1	8.1	3.4	3.4	8.6	8.6	10.7	10.7	9.0	9.0	38.7	38.7	46.5	46.5
	桁	18.0	18.0	7.0	7.0	15.7	15.7	5.9	5.9	2.8	2.8	22.6	22.6	26.9	26.9
	間柱(張出し含む)			2.5	2.5			0.6	0.6	1.9	1.9				
	胴ぶち	2.6	2.6					0.7	0.7	4.6	4.6				
	筋かい	2.0	2.0	1.0	1.0	2.3	2.3	1.9	1.9	1.5	1.5				
	受け材(止具)	4.6	4.6	15.6	15.6	8.0	8.0	4.7	4.7	19.4	19.4	38.7	38.7	26.6	26.6
	側窓	44.8	44.8	47.4	47.4	40.6	40.6	56.9	56.9	33.6	33.6				
	駆動					11.3	11.3			3.6	3.6				
	出入口戸	5.4	5.4					1.7	1.7	2.8	2.8				
	被覆材	14.5	14.5	23.1	23.1	13.5	13.5	16.9	16.9	20.8	20.8				
面	小計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
屋	梁	10.6	18.3	10.1	16.1	10.0	15.2	12.5	21.0	4.5	10.7				
	陸梁	1.1		8.7				1.9		6.4				2.2	
	つなぎ梁	3.1		1.0				0.5		0.2					
	中柱			6.9						3.3		21.7		8.7	
	谷柱									1.3				13.2	
	中通り筋かい			0.6						0.5					
	方杖									1.2					
	棟木	6.0		2.7		5.3		6.4		4.8		1.7		9.8	
	母屋	8.0	14.1	11.6	18.6	10.8	16.4	8.2	13.6			3.5	7.2	1.7	5.2
	屋根筋かい	1.2	2.1	0.7	1.1	3.4	5.2	1.2	2.1	0.3	1.1				
	谷樋									6.5	18.1				8.5
	たる木受け材(止具)	13.0	21.8	8.3	13.3	11.7	17.7	15.5	25.5	7.8	26.1	44.6	92.8	24.5	94.8
	天窓	16.5		8.9		14.0		10.5		14.1		28.5		25.5	
駆動	15.6		8.6		14.8		11.3		18.8				5.9		
被覆材	24.9	43.7	31.9	50.9	30.0	45.5	22.2	37.8	18.7	62.1					
面	小計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
基礎	独立基礎			10.2				11.3		24.4					
	基礎つなぎ														
	布基礎	96.4		89.0		94.6		86.6		72.3					
	アンカーボルト	3.6		0.8		5.4		2.1		3.3					
面	小計	100.0		100.0		100.0		100.0		100.0					
合計		400.0	300.0	400.0	300.0	400.0	300.0	400.0	300.0	400.0	300.0	300.0	300.0	300.0	300.0

単位：%

型式区分		40-1型 単		40-2型 単	
区分	面別 部材別	A	B	A	B
妻 面	間柱	23.7	23.7	24.8	24.8
	胴ぶち（パイプ、木材）	17.7	17.7	10.3	10.3
	固定金具継手類	28.4	28.4	23.2	23.2
	出入口戸	30.2	30.2	41.7	41.7
	小計	100.0	100.0	100.0	100.0
側 面 ・ 屋 根 面	アーチ・パイプ	65.7	66.4	69.7	69.7
	母屋（直管）	13.2	13.4	12.8	12.8
	固定金具継手類	12.4	12.5	9.7	9.7
	受け材	7.7	7.7	7.8	7.8
	天窓・付属部品	1.0			
	小計	100.0	100.0	100.0	100.0
合	計	200.0	200.0	200.0	200.0

単位：%

型式区分		70-1型		70-2型		70-3型		70-4型		70-5型	
		単		単		単		単		単	
区分	面別 部材別	A	B	A	B	A	B	A	B	A	B
妻 面	間柱	22.4	22.4	22.7	22.7	16.6	16.6	19.0	19.0	24.4	24.4
	胴ぶち	31.8	31.8	27.7	27.7	16.7	16.7	32.8	32.8	24.6	24.6
	筋かい	8.6	8.6								
	受け材(止具)					20.8	20.8	20.6	20.6	22.1	22.1
	出入口戸	37.2	37.2	49.6	49.6	45.9	45.9	27.6	27.6	28.9	28.9
	小計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
側 面	柱			19.9	19.9	19.5	19.5	39.6	39.6	28.3	28.3
	桁	29.9	29.9			16.1	16.1			9.8	9.8
	間柱(張出し含む)							13.1	13.1	3.1	3.1
	胴ぶち			14.7	14.7	6.2	6.2	28.8	28.8	11.4	11.4
	筋かい			6.8	6.8	2.4	2.4	4.3	4.3	3.4	3.4
側 面	受け材(止具)	20.6	20.6			6.5	6.5	14.2	14.2	10.4	10.4
	側窓	49.5	49.5	33.3	33.3	49.3	49.3			33.6	33.6
	駆動			25.3	25.3						
	出入口戸										
	小計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
屋 根 面	梁	58.1	82.7	25.6	61.5	17.4	52.8	37.9	50.4	30.1	52.8
	陸梁			4.4		3.4				1.6	
	つなぎ梁									7.8	
	中柱										
	谷柱					11.1					
	中通り筋かい					0.7				0.3	
	方杖									0.8	
	棟木	29.7		5.1		19.3		5.3		9.0	
	母屋	3.7	5.3	12.8	30.9	10.3	31.6	24.0	31.9	15.4	26.0
	屋根面筋かい			3.2	7.6	1.6	4.9	2.9	3.8	3.7	6.5
谷 面	樋					7.5					
	たる木受け材(止具)	8.5	12.0			3.4	10.7	10.5	13.9	8.5	14.7
	天窓			26.8		25.3		9.2		11.6	
	駆動			22.1				10.2		11.2	
	小計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
基 礎	独立基礎	51.0		96.6		91.4		95.2		93.6	
	基礎つなぎ	37.1									
	布基礎			3.4		8.6		4.8		6.4	
	アンカーボルト	11.9									
	小計	100.0		100.0		100.0		100.0		100.0	
合計		400.0	300.0	400.0	300.0	400.0	300.0	400.0	300.0	400.0	300.0

単位：%

型式区分		90-1型 単
区分	部 材 別	
周 囲 面	隅 柱	7.4
	周 囲 柱	44.8
	足 場 用 補 強 柱	6.2
	足 場 端 柱	2.6
	周 囲 線	24.6
	控 え 線	14.4
	小 計	100.0
天 井 面	中 つ り 柱	38.5
	足 場	30.4
	幹 線	9.7
	つ り 線	21.4
	小 計	100.0
基 礎	受 石	48.7
	ベースプレート	
	ア ン カ ー	51.3
	小 計	100.0
合 計		300.0

別表6 プラスチックフィルム等の自然消耗割合表

(1) 軟質フィルム

①一般軟質フィルム

自然消耗割合	適用経過月
0%	<p>共済責任期間の開始日から3か月間。</p> <p>なお、共済責任期間開始の時に未被覆の場合は、最初の被覆期間の開始日から3か月間。</p>
12%	<p>共済責任期間の開始日以後4か月から3か月間。</p> <p>なお、共済責任期間開始の時に未被覆の場合は、最初の被覆期間の開始日から3か月を経過した日から3か月間。</p>
25%	<p>共済責任期間の開始日以後7か月から3か月間。</p> <p>なお、共済責任期間開始の時に未被覆の場合は、最初の被覆期間の開始日から6か月を経過した日から3か月間。</p>
37%	<p>共済責任期間の開始日以後10か月から3か月間。</p> <p>なお、共済責任期間開始の時に未被覆の場合は、最初の被覆期間の開始日から9か月を経過した日から3か月間。</p>

②耐久性軟質フィルム

自然消耗割合	適用経過月
0%	<p>共済責任期間の開始日から6か月間。</p> <p>なお、共済責任期間開始の時に未被覆の場合は、最初の被覆期間の開始日から6か月間。</p>
14%	<p>共済責任期間の開始日以後7か月から6か月間。</p> <p>なお、共済責任期間開始の時に未被覆の場合は、最初の被覆期間の開始日から6か月を経過した日から6か月間。</p>

(2) 硬質フィルム

①一般硬質フィルム

自然消耗割合	適用経過月
0%	<p>共済責任期間の開始日から6か月間。</p> <p>なお、共済責任期間開始の時に未被覆の場合は、最初の被覆期間の開始日から6か月間。</p>
14%	<p>共済責任期間の開始日以後7か月から6か月間。</p> <p>なお、共済責任期間開始の時に未被覆の場合は、6か月を経過した日から6か月間。</p>

②耐久性硬質フィルム

自然消耗割合
0%

(3) 合成樹脂板

自然消耗割合
0%

(4) 寒冷紗

自然消耗割合	適用経過月
0%	<p>共済責任期間の開始日から6か月間。</p> <p>なお、共済責任期間開始の時に未被覆の場合は、最初の被覆期間の開始日から6か月間。</p>
14%	<p>共済責任期間の開始日以後7か月から6か月間。</p> <p>なお、共済責任期間開始の時に未被覆の場合は、被覆期間の開始日から6か月を経過した日から6か月間。</p>

(5) ネット

① 遮光・遮熱ネット及び一般多目的ネット

自然消耗割合	適用経過月
0%	<p>共済責任期間の開始日から6か月間。</p> <p>なお、共済責任期間開始の時に未被覆の場合は、最初の被覆期間の開始日から6か月間。</p>
14%	<p>共済責任期間の開始日以後7か月から6か月間。</p> <p>なお、共済責任期間開始の時に未被覆の場合は、最初の被覆期間の開始日から6か月を経過した日から6か月間。</p>

② 耐久性多目的ネット

自然消耗割合
0%

(6) 不織布

自然消耗割合	適用経過月
0%	共済責任期間の開始日から3か月間。 なお、共済責任期間開始の時に未被覆の場合は、最初の被覆期間の開始日から3か月間。
12%	共済責任期間の開始日以後4か月から3か月間。 なお、共済責任期間開始の時に未被覆の場合は、最初の被覆期間の開始日から3か月を経過した日から3か月間。
25%	共済責任期間の開始日以後7か月から3か月間。 なお、共済責任期間開始の時に未被覆の場合は、最初の被覆期間の開始日から6か月を経過した日から3か月間。
37%	共済責任期間の開始日以後10か月から3か月間。 なお、共済責任期間開始の時に未被覆の場合は、最初の被覆期間の開始日から9か月を経過した日から3か月間。

(7) 木又は竹製の被覆材

自然消耗割合	適用経過月
0%	共済責任期間の開始日から6か月間。 なお、共済責任期間開始の時に未被覆の場合は、最初の被覆期間の開始日から6か月間。
14%	共済責任期間の開始日以後7か月から6か月間。 なお、共済責任期間開始の時に未被覆の場合は、最初の被覆期間の開始日から6か月を経過した日から6か月間。

上記にかかわらず、被覆経過割合が25%のプラスチックフィルム等については、自然消耗割合は0%を適用する。

別表7 病虫害の分割割合表

単位：%

項目	区分	通常管理	不十分管理			過失管理
			上	中	下	
1. 施設管理		0	30	50	70	100
2. 土壌、肥培管理		0	30	50	70	100
3. 病虫害防除処理		0	30	50	70	100
善後措置		0	5	10	15	20

(注) 善後措置が不十分管理の上、中、下、又は過失管理に該当する場合は、3項目に該当する通常管理、不十分管理のうち最も高い割合に、善後措置の該当する割合を加算して得た割合を分割割合とする。